

# 「三崎町及び猿楽町の神田冠称」 に関する意見の整理

平成 26 年 5 月

千代田区住居表示審議会

## 目次

|     |                            |   |
|-----|----------------------------|---|
| I   | 住居表示審議会について                | 2 |
| II  | 千代田区住居表示審議会委員名簿            | 3 |
| III | 住居表示審議会においてこれまでに出された論点及び意見 | 4 |
| IV  | 「三崎町及び猿楽町の神田冠称」に関するまとめ     | 7 |
| V   | 参考資料                       | 8 |

# I 住居表示審議会について

## 1. 開催目的

「三崎町及び猿楽町の神田冠称」については、地元町会などから推進を求める要望が区長に提出され、また、慎重な対応を求める陳情が区議会議長に提出されている。こうした動向を踏まえ、これまで地域の合意形成状況の把握に努めてきたところである。

そこで、区長の附属機関である住居表示審議会に対し、「三崎町及び猿楽町の神田冠称」に対する意見を求め、区としての判断の一助としていく※<sup>1</sup>。

## 2. 開催実績

| 開催日         | 回    | 主な内容   |
|-------------|------|--|
| 平成25年11月25日 | 第27回 | ・住居表示審議会の開催について<br>・神田冠称に関するこれまでの経過について<br>・神田冠称を実施した場合の影響について 等 |
| 平成25年12月17日 | 第28回 | ・千代田区等に提出された署名等について<br>・賛成及び反対の立場の方から意見聴取 等                      |
| 平成26年2月6日   | 第29回 | ・これまでの審議会でも明らかになった論点について<br>・委員から意見聴取 等                          |
| 平成26年4月17日  | 第30回 | ・これまで審議会でも出された論点及び意見について<br>・委員から意見聴取 等                          |

※<sup>1</sup> 本事項（三崎町及び猿楽町の神田冠称）は、「町名変更」であることから、住居表示審議会での決議を必要とせず、議会の議決及び告示のみが要件とされている（「地方自治法 第260条」）。

## Ⅱ 千代田区住居表示審議会 委員名簿(第27回～第30回)

|    | 氏名                               | 役職             |
|----|----------------------------------|----------------|
| 1  | 高澤 秀行                            | 区議会議員          |
| 2  | 安岡 けんじ                           | 区議会議員          |
| 3  | 高山 はじめ                           | 区議会議員          |
| 4  | 近藤 明義                            | 教育委員会委員長       |
| 5  | 大井 岳人                            | 選挙管理委員会委員長     |
| 6  | 笠井 清純                            | 麴町出張所地区連合町会長   |
| 7  | 林 勇                              | 富士見地区町会連合会長    |
| 8  | 塚谷 卓二                            | 神保町地区町会連合会長    |
| 9  | 大井 孝一                            | 神田公園地区連合町会長    |
| 10 | 松本 博昭                            | 万世橋地区町会連合会長    |
| 11 | 坂下 賢三                            | 神田駅東連合町会長      |
| 12 | 川原 清重                            | 岩本町東神田町会連合会長   |
| 13 | 田中 善雄                            | 秋葉原東部町会連合会長    |
| 14 | 瀬川 昌輝                            | 千代田区商店街連合会長    |
| 15 | 田村 まり子                           | 千代田区婦人団体協議会    |
| 16 | 川崎 勲子                            | 千代田区婦人団体協議会    |
| 17 | 山口 正紀                            | 副区長            |
| 18 | 田代 芳広 (第27回～29回)<br>亀井 徹夫 (第30回) | 麴町警察署長         |
| 19 | 石川 孝政                            | 麴町消防署長         |
| 20 | 大島 光智 (第27回～29回)<br>持丸 信生 (第30回) | 日本郵便株式会社神田郵便局長 |

### Ⅲ 住居表示審議会においてこれまでに出示された論点及び意見

#### 1. 三崎町・猿楽町地域の町名の変遷等

##### (1) 三崎町・猿楽町の住居表示実施等の経緯

- 当時、それぞれ神保町と西神田を一体で住居表示するという案があり、町名を残すために仕方なく住居表示を自ら導入したと聞いている。
- 住居表示の実施により神田冠称がなくなった地域は三崎町・猿楽町のほかにも多数存在する。ここだけを特別扱いする必要はあるのか。
- 猿楽町も三崎町も神田がとれて50年たっている。再びつけるのは難しいのではないか。
- (住居表示全般に対して)役人がやりやすいように実施したのではないか。
- 住居表示実施から40年経過しており、神田冠称復活は今さらだと思う。
- 三崎町・猿楽町の住居表示が実施された直後から町の中では神田冠称を復活させたいと話していた。遅々として進まない中、10年前に要望書を提出した。なぜいまさらという指摘は当てはまらない。

##### (2) 神田の文化・地理・歴史的意味

- 「神田」の歴史等について検討しなければならないのではないか。
- 地名や歴史のとらえ方は時代により変わるもの。今後千代田区は地名やその歴史をどう考えるかという観点で検討すべき。
- 神田警察署管内にいるという帰属意識がある。
- 神田の歴史等に正解はなく、個人の情感について対応は不可能
- 「神田っ子」の気概を持ち、震災・戦災を乗り越えてきた。「神田」は地域のアイデンティティであり、「神田」をブランドとして地域で一体感を持って生活してきているという強い思いがある。
- 「神田」への思い入れは外からも感じられる。地域内の方には相当の思いがあるのではないか。

## 2. 三崎町及び猿楽町の町名変更を実施した場合の影響

### (1) 町名変更を実施した場合の手續や費用

- (市町村合併事例を参考にするという意見に対し)市町村合併は、地方分権の流れの中で行われたことであり、神田冠称と同列に考えることはできないのでは。
- 煩雑な手続き等については極力なくすことは重要

### (2) 町名変更を実施した場合の手續等を円滑に行うための工夫

- 移行期間を設ければよいのではないか。

### (3) その他

- もし神田冠称を実施すれば、前例となってしまうことを十分認識すべき。
- 神田冠称の復活は、警察・消防・郵便の業務に支障をきたすものではないと考えられる。警察・消防・郵便としては結論に従う。
- 三崎町・猿楽町について神田冠称を復活させるならば、他の町も復活させたい。
- 千代田区が生まれて 67 周年。町の様子や住民が変わり新しい秩序が求められる中で、神田冠称の復活は地域が融和する一助

## 3. 三崎町及び猿楽町の住民等の意見の把握

### (1) 千代田区等に提出された署名や陳情等

- 陳情に、住民・事業者だけでなく全国からの意見が入っているとすると詳しい調査をしないと難しい。

### (2) 三崎町・猿楽町の神田冠称に関する住民意向調査（平成 23 年度に千代田区が実施）の結果

- 区の他のアンケートの回収率と比べても、平成 23 年度の区民アンケートの回収率 51.9%は高い。

### (3) 現在における地域の合意形成状況をどのように確認するか。

- 地域の合意が整っているとは考えにくい。
- 審議を前に進めていくためにも、アンケートをとった方が良いのではないか。
- 企業の意見も大切だが、アンケートをするならそれをどう反映させるかが大切である。
- アンケートを実施するならば一事業所一票とするなど調査対象や実施方法を改めて議論すべき。
- 神田冠称復活に反対する立場の方々はアンケートの再実施を求めているが、アンケートの結果、賛成が多数であったとしても了解しないのではないか。
- 神田冠称実施の是非は住民の総意があって初めて議論すべき問題
- 話し合いで解決すべき問題
- 賛成・反対にそれぞれ理屈があり、どちらが正しいということはこの審議会では決められない。
- アンケートは区が判断する際の参考。アンケートがないと決められないとなると区政が停滞してしまうのではないか。
- 事業所アンケートには違和感がある。アルバイトを含む全従業員が対象になるとしたら、住民と同等の扱いでよいのか。一事業所一票とするにしても、その事業主の本当の意見を聞くことは難しい。
- 仮に在勤者全員にアンケートを実施しても、回収率を確保できるか、行政がどこまで従業員を把握できるか、また非正規雇用の方や学生等も対象とするか、そうなる则该アンケートが神田冠称になじむのか疑問
- 結論を導くのは難しいが、地元町会や神保町地区町会連合会で合意し、区や区議会へ要望していることを重く受け止めるべき。

#### IV 「三崎町及び猿楽町の神田冠称」に関するまとめ

このたび「三崎町及び猿楽町の神田冠称」に関する意見を求める場として、住居表示審議会（第27回～第30回 計4回）を開催しました。第28回の住居表示審議会では神田冠称を推進する立場、慎重な対応を求める立場の代表者にも出席いただき、双方の意見を伺う機会を設けました。また、今回の住居表示審議会を通じて、三崎町・猿楽町地域の町名の変遷や神田の文化的・歴史的意味、町名変更を実施した場合の影響、当該地域の住民等の意見の把握などの論点を整理し、それらに対する各委員の意見や考え方を聴取しました。

そうした中で複数の委員から、この神田冠称に関しては、賛成・反対それぞれに理屈がある。したがって、この住居表示審議会で一定の議論をしたら、これらの意見を踏まえ、行政が結論を出すべきとの意見が出され、住居表示審議会の総意として確認したところです。

住居表示審議会では、区がこうした意見を踏まえ、社会的・経済的影響を考慮したうえで神田冠称の是非について最終的に判断すべきものと考えます。

# V 参 考 資 料

※ 第 27 回～第 30 回千代田区住居表示審議会に提出した資料を、一部時点修正等を加え改めて整理したものです。

## 参考資料 目次

|      |  |    |
|------|--|----|
| 1    | これまでの経過  | 10 |
| 2    | 第27回住居表示審議会資料                                    | 12 |
| (1)  | 住居表示審議会について                                      | 13 |
| (2)  | 三崎町及び猿楽町に神田の冠称を付けることの是非について                      | 15 |
| (3)  | 神田冠称に関するこれまでの経過                                  | 17 |
| (4)  | 神田冠称を実施した場合の影響                                   | 26 |
| 3    | 第28回住居表示審議会資料                                    | 29 |
| (5)  | 千代田区の住居表示実施状況                                    | 30 |
| (6)  | 住居表示に関する法律の制定経緯について                              | 31 |
| (7)  | 千代田区等に提出された署名等について                               | 33 |
| (8)  | 住居表示実施に関する経緯要旨                                   | 37 |
| 4    | 第29回住居表示審議会資料                                    | 44 |
| (9)  | 神田の由来等について                                       | 45 |
| (10) | 町名等の保存及び継承に関する附帯決議                               | 51 |
| 5    | 第30回住居表示審議会資料                                    | 52 |
| (11) | 賛成及び反対の立場の方々の主張                                  | 53 |
| (12) | 市町村合併の事例   | 54 |
| 6    | これまで千代田区等に寄せられた意向等                               | 55 |
| (13) | 三崎町並びに猿楽町の住居表示における神田の冠称復活に関する要望書及び署名             | 55 |
| (14) | 住居表示検討懇談会 中間答申                                   | 57 |
| (15) | 「住所変更したくない」人の署名                                  | 60 |
| (16) | 三崎町・猿楽町の神田冠称に関する住民意向調査報告書                        | 61 |
| (17) | 三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情             | 73 |
| (18) | 「神田冠称復活」の早期実現を求める要望書                             | 75 |
| (19) | 「猿楽町・三崎町」の神田冠称復活反対に付いて新たにアンケートを求める要望書            | 82 |
| (20) | 千代田区として「猿楽町・三崎町」の町名にかかわる歴史の調査をして議論頂きたい旨の要望書      | 83 |
| (21) | 千代田区として「猿楽町・三崎町」住民と企業を含む神田冠称反対賛成のアンケート調査を希望する要望書 | 84 |
| 7    | 町名変更に関する手続について（主なもの）                             | 85 |
| 8    | 関連法令   | 92 |

## 1 これまでの経過

| 日付        | 出来事   |
|-----------|---|
| 中世        | ・ 神田橋御門周辺を神田と呼称としていた。   |
| 江戸時代      | ・ 現在の神田地区の東半分当たる地域を神田と呼称していた。   |
| M5        | ・ 町名起立<br>・ 地租賦課の前提となる地積と所有者の確定のための調査が行われ、すべての土地に町名・地番が振り当てられる。<br>三崎町一～三丁目・猿楽町一～三丁目・裏猿楽町 |
| M11/11    | ・ 郡区町村編成法実施に伴い、旧江戸市中に15区を設置<br>・ 千代田区の前身である神田区・麴町区の発足<br>神田区 三崎町一～三丁目・猿楽町一～三丁目・裏猿楽町       |
| T12       | ・ 関東大震災   |
| S8・9      | ・ 震災復興として区画整理を実施し、町名も変更される。<br>神田区 三崎町一～二丁目・猿楽町一～二丁目                                      |
| S22/3/15  | ・ 神田区と麴町区が統合し、千代田区発足<br>千代田区 神田三崎町一～二丁目・神田猿楽町一～二丁目  |
| S37/5/10  | ・ 住居表示に関する法律制定  |
| S38/7/30  | ・ 街区方式による住居表示の実施基準制定  |
| S38/8/12  | ・ 第1回千代田区住居表示審議会開催  |
| S39/6/5   | ・ 第5回千代田区住居表示審議会において「神田〇〇町は不採用とする」旨確認   |
| S40/11/22 | ・ 第9回千代田区住居表示審議会において「神田〇丁目は不採用とする」旨、再確認   |
| S41/8/29  | ・ 第11回千代田区住居表示審議会において「神田冠称の不採用」を再確認   |
| S42/4/1   | ・ 神田三崎町について住居表示が実施される<br>千代田区 三崎町一～三丁目  |
| S43/8/15  | ・ 第17回千代田区住居表示審議会において「神田冠称の不採用」を再々確認  |

| 日付            | 出来事   |
|---------------|---|
| S44/4/1       | ・ 神田猿楽町について住居表示が実施される。<br>千代田区 猿楽町一～二丁目   |
| }             | ・ 以降、現在まで千代田区 三崎町・猿楽町の時期が続く   |
| S60/6/14      | ・ 住居表示に関する法律改正により、第9条の二「旧町名等の継承」追記  |
| H16/11/15     | ・ 神保町地区町会連合会会長から、区長・議長に対し「三崎町及び猿楽町の住居表示における神田の冠称復活に関する要望書」及び署名提出  |
| H18/3/15      | ・ 住居表示検討懇談会開催   |
| H19/8/1       | ・ 住居表示検討懇談会より区長に対し中間答申を提出   |
| H19/12/19     | ・ 神田冠称に反対する住民・事業所の方から、区民商工課に対し「住所変更したくない人の署名」提出   |
| H22<br>9月～11月 | ・ 地域内主要事業所意向調査を実施   |
| H23/10/31     | ・ 三崎町・猿楽町の神田冠称に関する地域懇談会を開催  |
| H24/2         | ・ 三崎町・猿楽町の神田冠称に関する住民意向調査を実施   |
| H25/4/30      | ・ 「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会より、議長に対し、「三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情」提出  |
| H25/10/17     | ・ 三崎町一丁目町会長他より、区長に対し、「『神田冠称復活』の早期実現を求める要望書」提出。  |
| H25/11/25     | ・ 第27回千代田区住居表示審議会開催   |
| H25/12/17     | ・ 第28回千代田区住居表示審議会開催   |
| H26/1/29      | ・ 「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会より、区長に対し、「『猿楽町・三崎町』の神田冠称復活反対に付いて新たにアンケートを求める」要望書提出   |
| H26/2/6       | ・ 第29回千代田区住居表示審議会開催   |
| H26/3/13      | ・ 「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会より、区長に対し、「千代田区として『猿楽町・三崎町』の町名にかかわる歴史の調査をして議論頂きたい旨の要望書」及び「千代田区として『猿楽町・三崎町』住民と企業を含む神田冠称反対賛成のアンケート調査を希望する要望書」提出 |
| H26/4/17      | ・ 第30回千代田区住居表示審議会開催   |

2 第 27 回住居表示審議会資料

第 27 回 千代田区住居表示審議会 資料

千代田区コミュニティ振興課

平成 25 年 11 月 25 日

## (1) 住居表示審議会について

住居表示審議会について

# 住居表示審議会とは

- 千代田区における住居表示に関する法律に基づく制度の実施について必要な事項について審議する会議体
- 昭和38年8月12日～昭和54年6月11日にかけて、計26回開催
- その結果、千代田区においては、現在74.05%の地域で住居表示が実施済み

関連法令：地方自治法  
住居表示に関する法律  
千代田区住居表示審議会条例・施行規則

### ◆住居表示審議会補足

#### (1) 委員構成

|                   |      |
|-------------------|------|
| 区議会議員             | 3名   |
| 教育委員会委員長          | 1名   |
| 選挙管理委員会委員長        | 1名   |
| 各地区連合町会長          | 8名   |
| 千代田区商店街連合会長       | 1名   |
| 千代田区婦人団体協議会委員     | 2名   |
| 副区長               | 1名   |
| 麴町/神田警察署長         | 1名   |
| 麴町/神田消防署長         | 1名   |
| 日本郵便株式会社麴町/神田郵便局長 | 1名   |
|                   | 計20名 |

### ◆住居表示とは

#### (1) 概要

住居表示とは、住居表示に関する法律に基づく住所の表記方法で、従前の地番（土地につける番号）とは異なり、あらかじめ定めた基準に基づき建物の出入り口の位置により番号を決定するもの。

#### (2) 目的

順序良く番号を付け住所をわかりやすく表記し、郵便配達作業等を円滑に行えるようにするなど市民生活の便宜を向上させ、もって公共の福祉の増進に資すること。

## なぜ住居表示審議会を開催するか

- 「三崎町及び猿楽町の神田冠称」は、住居表示の実施でなく、町名変更であるため住居表示審議会における決議を必ずしも必要としているわけではない。
- しかし、多数の区民等に影響を与える事項であるため、慎重な議論が必要

当審議会に対し、「三崎町及び猿楽町の神田冠称」に対する意見を求め、区としての判断の一助としていく。

### ◆千代田区の町名一覧

#### 旧麹町区

|   |                   |
|---|-------------------|
| い | 飯田橋<br>一番町        |
| う | 内幸町               |
| お | 大手町               |
| か | 霞が関               |
| き | 紀尾井町<br>北の丸公園     |
| く | 九段北<br>九段南        |
| こ | 皇居外苑<br>麴町<br>五番町 |

|   |              |
|---|--------------|
| さ | 三番町          |
| ち | 千代田          |
| な | 永田町          |
| に | 二番町          |
| は | 隼町           |
| ひ | 日比谷公園<br>平河町 |
| ふ | 富士見          |
| ま | 丸の内          |
| ゆ | 有楽町          |
| よ | 四番町          |
| ろ | 六番町          |

#### 旧神田区

|      |         |
|------|---------|
| い    | 岩本町     |
| う    | 内神田     |
| か    | 鍛冶町     |
|      | 神田相生町   |
|      | 神田淡路町   |
|      | 神田和泉町   |
|      | 神田岩本町   |
|      | 神田小川町   |
|      | 神田鍛冶町   |
|      | 神田北乗物町  |
|      | 神田紺屋町   |
|      | 神田佐久間町  |
|      | 神田佐久間河岸 |
|      | 神田神保町   |
|      | 神田須田町   |
|      | 神田駿河台   |
| 神田多町 |         |

|   |            |
|---|------------|
| か | 神田司町       |
|   | 神田富山町      |
|   | 神田錦町       |
|   | 神田西福田町     |
|   | 神田練堀町      |
|   | 神田花岡町      |
|   | 神田東紺屋町     |
|   | 神田東松下町     |
|   | 神田平河町      |
|   | 神田松永町      |
|   | 神田美倉町      |
|   | 神田美土代町     |
|   | さ          |
| そ | 外神田        |
| に | 西神田        |
| ひ | 東神田<br>一ツ橋 |
| み | 三崎町        |

※網掛けは住居表示未実施地区

#### 【参考 住所の表記例】

住居表示実施地区 → 千代田区 ○○町 一丁目 2番 3号

住居表示未実施地区 → 千代田区 ○○町 一丁目 2番地

(2) 三崎町及び猿楽町に神田の冠称を付けることの是非について

議題

## 議題

# 三崎町及び猿楽町に神田の冠称を付けることの是非について

|     |   |       |
|-----|---|-------|
| 三崎町 | → | 神田三崎町 |
| 猿楽町 |   | 神田猿楽町 |

神田冠称実施について賛成・反対それぞれの要望書・陳情書が提出されていること等、これまでの経過などを踏まえた慎重な審議が必要

◆神田冠称を実施した場合の住所の表記方法

(1) 住居表示

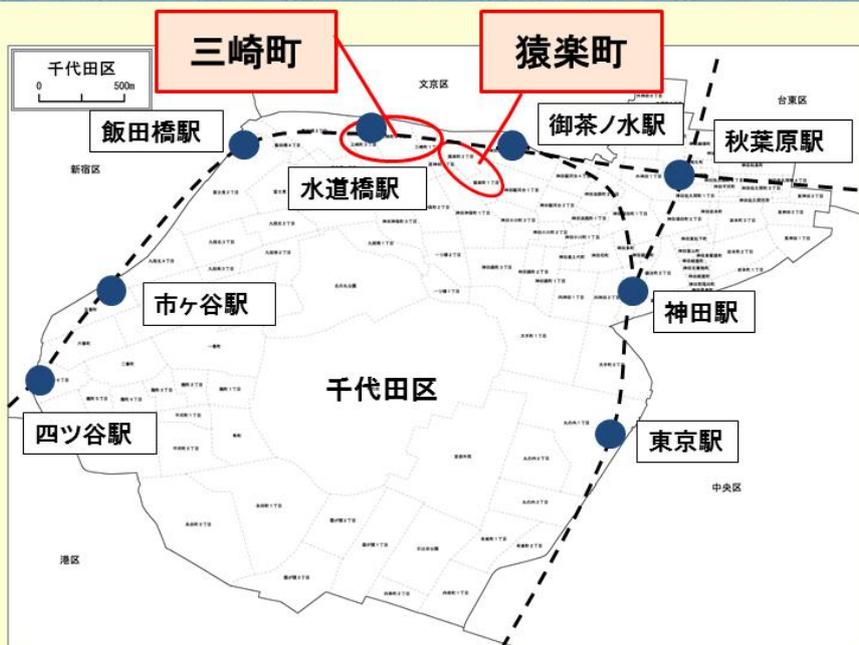
| 現状                      | 実施した場合                            |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 東京都千代田区<br>三崎町一丁目 1番 1号 | 東京都千代田区<br><u>神田</u> 三崎町一丁目 1番 1号 |
| 東京都千代田区<br>猿楽町一丁目 1番 1号 | 東京都千代田区<br><u>神田</u> 猿楽町一丁目 1番 1号 |

(2) 地番

| 現状                    | 実施した場合                          |
|-----------------------|---------------------------------|
| 東京都千代田区<br>三崎町一丁目 1番地 | 東京都千代田区<br><u>神田</u> 三崎町一丁目 1番地 |
| 東京都千代田区<br>猿楽町一丁目 1番地 | 東京都千代田区<br><u>神田</u> 猿楽町一丁目 1番地 |

※郵便番号は、丁目を除いた町名を基本として設置されるため、両地域に関して郵便番号の変更はない。

# 対象地域



# 対象者数

◆人口及び世帯数

| 項目  | 人口    | 世帯数   |
|-----|-------|-------|
| 三崎町 | 929人  | 517世帯 |
| 猿楽町 | 734人  | 424世帯 |
| 合計  | 1663人 | 941世帯 |



※平成25年11月1日住民基本台帳統計調べ

◆事業所数等

| 項目  | 事業所     | 学校法人 | 宗教法人 | NPO法人 | 政治団体 | 医療法人 |
|-----|---------|------|------|-------|------|------|
| 三崎町 | 939事業所  | 2法人  | 2法人  | 20法人  | 6団体  | —    |
| 猿楽町 | 267事業所  | 1法人  | —    | 12法人  | 1団体  | 1法人  |
| 合計  | 1206事業所 | 3法人  | 2法人  | 32法人  | 7団体  | 1法人  |

※平成24年2月1日経済センサス・平成25年4月11日文部科学省HP・平成25年8月31日東京都HP・平成22年度宗教年鑑等調べ

(3) 神田冠称に関するこれまでの経過

神田冠称に関するこれまでの経過

## 神田冠称に関するこれまでの経過

| 時期      | 事項                               | 町名変遷                         |                        |
|---------|----------------------------------|------------------------------|------------------------|
| M5      | 町名起立（すべての土地に町名・地番が充当）            | 三崎町一～三丁目<br>猿楽町一～三丁目<br>裏猿楽町 |                        |
| M11. 11 | 神田区・麴町区の発足                       | ↓                            |                        |
| S 8～9   | 震災復興としての区画整理の実施                  |                              | 三崎町一～二丁目<br>猿楽町一～二丁目   |
| S 22    | 神田区・麴町区が統合し、千代田区発足               | 神田三崎町一～二丁目<br>神田猿楽町一～二丁目     |                        |
| S 39～43 | 住居表示審議会において「住居表示実施時の神田冠称の不採用」の決定 | ↓ } 約20年間                    |                        |
| S 42    | 神田三崎町の住居表示実施                     |                              | 三崎町一～三丁目<br>神田猿楽町一～二丁目 |
| S 44    | 神田猿楽町の住居表示実施                     |                              | 三崎町一～三丁目<br>猿楽町一～二丁目   |

神田冠称に関するこれまでの経過

## 神田冠称に関するこれまでの経過

| 時期       | 事項   | 町名変遷       |
|----------|--|------------|
| H 16. 11 | 神保町地区町会連合会会長より、 <b>神田冠称の復活を求める要望書及び署名の提出</b> | ↓ } 約45年間  |
| H 19. 8  | 住居表示検討懇談会より <b>中間答申提出</b>                    |            |
| H 19. 12 | 神田冠称に反対する住民・事業所の方から、 <b>神田冠称に反対する署名の提出</b>   |            |
| H 22     | 地域内主要事業所意向調査実施                               |            |
| H 23. 10 | 地域懇談会を開催し地域の意見聴取                             |            |
| H 24. 2  | 神田冠称に関する住民意向調査実施                             |            |
| H 25. 4  | 「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会より、 <b>神田冠称に反対する陳情の提出</b>   |            |
| H 25. 10 | 三崎町一丁目町会長他より、 <b>神田冠称復活を求める要望書の提出</b>        |            |
|          |  | 署名 1,099筆  |
|          |  | 署名 1,481筆  |
|          |  | 署名 5,603筆※ |

※平成25年11月5日現在の累計署名数

## 住居表示審議会における決定

過去、住居表示審議会において、下記の内容の決定をしている。

- 昭和39年6月 (第5回) 神田〇〇町は不採用とする
- 昭和40年11月 (第9回) 神田 〇〇丁目は不採用とする
- 昭和41年8月 (第11回) 「神田冠称」不採用を再確認
- 昭和43年8月 (第17回) 「神田冠称」不採用を再々確認

**「神田〇〇町」や「神田 〇〇丁目」等の神田の冠称については、住居表示を実施する際には不採用とする。**

### ◆議事詳細

| 回数  | 開催日             | 該当議事   |
|-----|-----------------|--|
| 第5回 | 昭和39年<br>6月5日   | <p>委： 審議会の初めの会合には、神田をなるべく除くということで話しを進めた記憶もっておりますが、…。</p> <p>委： 現在の神田…町というような呼称はさけるということで出発したもの</p> <p>区： そのとおりでございます。神田…町、港区芝…町というように、神田、芝をさけるということ</p>  |
| 第9回 | 昭和40年<br>11月22日 | <p>委： 神田駅東地区では、町名を神田とすることを考えているが、神田駅の西側になる神田公園地区も神田という名称を考えており、合体は無理とし、双方ともその案を取り下げることとした。ほかのところに神田という町名がでたらということが懸念されるが、道義的な立場に立っていただきたい。</p> <p>会： 審議会の方針をということですので、神田〇丁目という名称は、付けないという方針で、制約を加えたということになるが、地元各連合町会長のご協力を得つつそのように決めたい。</p> <p>委： 全員、異議なしで決定</p> |

| 回数   | 開催日            | 該当議事  |
|------|----------------|---|
| 第11回 | 昭和41年<br>8月29日 | <p>委：お互いに「神田」はつけないようにと第9回で申し合わせになっていた筈ですので、この点も再確認の上決定していただきたい。</p> <p>委：「神田」の名称問題について、第9回の審議会で、いい名前であるので、どの地区でも希望しているから、この際「神田」という名称は、採用しないということをおねがいましたもので、それではということで申し合わせをした筈です。</p> <p>委：後々のためもあるので、当審議会では是非不採用と決めていただきたい。</p> <p>会：二、三の委員さんから「神田」の名称が出されましたが、このことにつきましては、すでに第9回の審議会で、つけないと打ち出し、全体的な立場の上で、調整し申し合わせたものですので、改めてご確認願いたい。</p> <p>委：全員、拍手により「神田」不採用を確認</p>   |
| 第17回 | 昭和43年<br>8月15日 | <p>会：「神田」という名称についておはかりしたいと思います。未だ、「神田」を希望する町会が多分にあるときいておりますが、これは、やはり付けないということで、再々確認したい。住居表示の主旨からいって、不適當であるということで、かつて、申し合わせた結果、取り下げたこともございます。</p> <p>委：この問題は、非常にむずかしいと思います。従来ですと、例えば「神田三崎町」というように、「神田」という名称が町名の前についていた訳ですが、これを今後は一切、町名に付さないことに決定した訳であり、将来事情が変わったとしても、これを了解して実施した前の町会が納得しないので、この線はくずさないということで行きましょう。</p> <p>委：「神田」という名称は、使用しないということに決まっております。今更、これを提案するような愚はさけるべきで、審議会の決定等は、一度決定されれば、尊重されるべきです。</p> <p>会：当委員会としては、「神田」という名称については、従来の決定通りということで行きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>委：もちろん、それでよいの声、全員よりあり。</p> |

※委＝千代田区住居表示審議会委員

区＝千代田区事務局

会＝千代田区住居表示審議会会長

# 住居表示検討懇談会 中間答申

## 千代田区の住居表示について(中間答申)【要旨】

- ・ 「町会が主体的に署名活動を行い、多数の住民の合意が得られていること、町名の変更のみのため社会的混乱が少ないこと等から神田冠称実施に向けて取り組むことが望ましい。」
- ・ 「但し、町名変更により経費負担等が伴う企業の理解を得ること及び他の地域住民の感情に配慮することが肝要。」

### ◆住居表示検討懇談会概要

#### (1) 開催目的

住居表示、旧町名復活などの課題について意見交換や課題の整理を行う。

#### (2) 開催日時

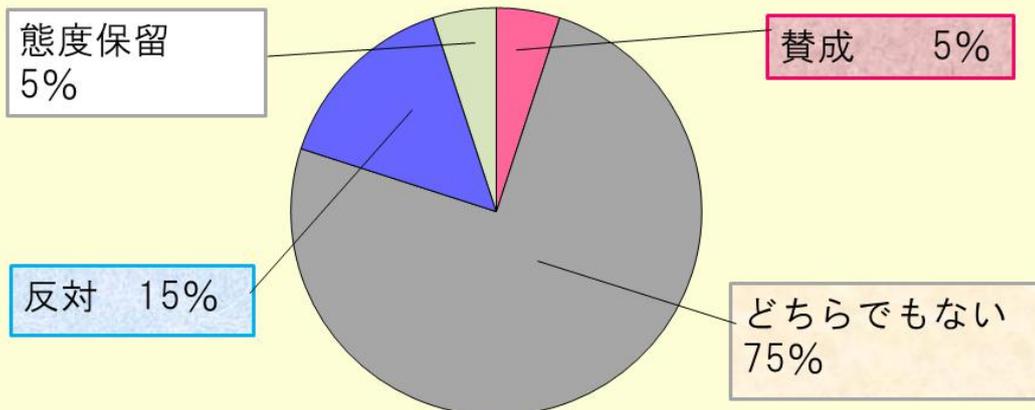
- ・ 第1回 平成18年3月15日 午後2時～
- ・ 第2回 平成18年8月9日 午前10時～
- ・ 第3回 平成19年6月26日 午前10時～
- ・ 第4回 平成19年8月1日 午後1時～

#### (3) 出席者

|                 |      |
|-----------------|------|
| 学識経験者           | 2名   |
| 連合町会長協議会長、連合町会長 | 3名   |
| 婦人団体協議会委員       | 2名   |
| 事業所代表           | 2名   |
| 郵政公社            | 1名   |
|                 | 計10名 |

## 地域内主要事業所意向調査

問 神田冠称の実施についてあなたはどのようなご意見をお持ちですか。



※調査対象：三崎町・猿楽町の20事業所

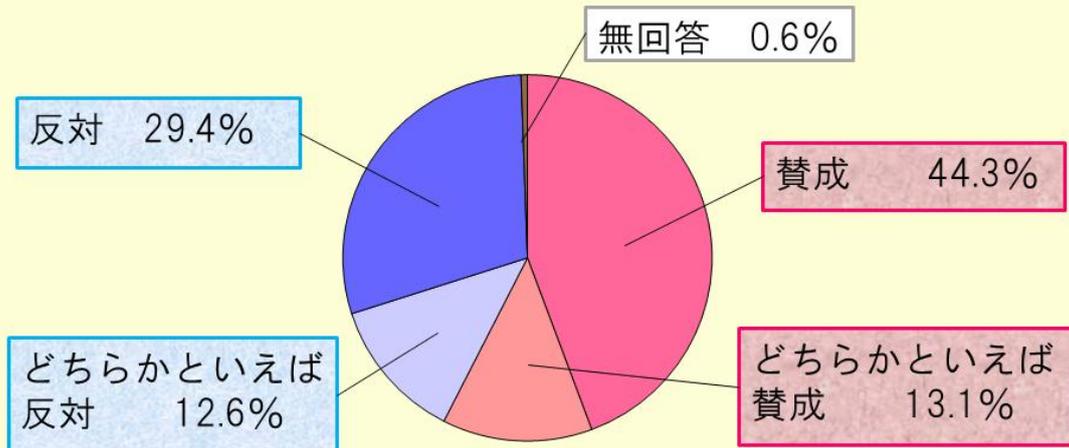
### ◆実施概要

- (1) 調査対象  
三崎町・猿楽町の20事業所
- (2) 調査期間  
平成22年9月～11月
- (3) 調査方法  
区職員が個別訪問し意見聴取

神田冠称に関するこれまでの経過

## 三崎町・猿楽町の神田冠称 平成24年2月 に関する住民意向調査

問3 神田冠称の実施についてあなたはどのようなご意見をお持ちですか。



※調査対象:20歳以上の三崎町・猿楽町の住民

### ◆実施概要

(1) 調査対象

三崎町・猿楽町に居住する20歳以上の者 1,378人

(2) 調査期間

平成24年2月15日～2月27日

(3) 調査方法

株式会社エスピー研による郵送配付・郵送回収

# 三崎町・猿楽町の神田冠称 平成24年2月 に関する住民意向調査

問4 神田冠称について、ご意見があれば自由にお書きください。

### 《賛成意見》

- ・ 「歴史的に由緒ある地名であり後世に残したい」
- ・ 「渋谷区の猿楽町との違いが明確になる」
- ・ 「区として統一性がある方が良い」
- ・ 「『神田っ子』という言葉葉を復活させたい」

### 《反対意見》

- ・ 「今までで充分愛着が湧く」
- ・ 「書類など手続きにコストが増える、面倒」
- ・ 「歴史的意味や経緯の根拠に欠ける」
- ・ 「神田は下町のイメージが強く地価が下がる」

※調査対象：20歳以上の三崎町・猿楽町の住民

(4) 調査結果

(単位 人)

| 区分    | 住民基本台帳<br>(H23. 4.1) |        | 住民意向調査結果(24.2) |       |     |       |     |            |     |       |            |       |     |       |     |       |    |       |
|-------|----------------------|--------|----------------|-------|-----|-------|-----|------------|-----|-------|------------|-------|-----|-------|-----|-------|----|-------|
|       |                      |        | 実施母数           |       |     | 賛成    |     |            | 反対  |       |            |       |     |       |     |       |    |       |
|       | 世帯数                  | 人口     | 送付数            | 回収数   | 回収率 | 計     | 賛成  | どちらかといえば賛成 | 計   | 反対    | どちらかといえば反対 |       |     |       |     |       |    |       |
| 住民    | 三崎町                  | 428世帯  | 804            | 736   | 394 | 53.5% | 243 | 61.7%      | 187 | 47.5% | 56         | 14.2% | 150 | 38.1% | 105 | 26.6% | 45 | 11.4% |
|       | 猿楽町                  | 410世帯  | 725            | 642   | 321 | 50.0% | 168 | 52.3%      | 130 | 40.5% | 38         | 11.8% | 150 | 46.7% | 105 | 32.7% | 45 | 14.0% |
|       | 計                    | 838世帯  | 1,529          | 1,378 | 715 | 51.9% | 411 | 57.5%      | 317 | 44.3% | 94         | 13.1% | 300 | 42.0% | 210 | 29.4% | 90 | 12.6% |
| 千代田区計 | 27,055世帯             | 48,631 | -              | -     | -   | -     | -   | -          | -   | -     | -          | -     | -   | -     | -   | -     | -  | -     |

# 神田冠称に反対する陳情・署名

## 三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情【要旨】

- 「区は平成24年2月に在住区民のみを対象とした意向調査を行っているが、街は自然人のみでなく法人等によっても構成されているのだから、在住区民のみでなく事業所等も含めた広範で精緻な意向調査を実施すべき。」
- 「町名が変更された場合の経済的負担や社会的影響は甚大であり、より詳細な分析と周知が必要。」

陳情者：「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会  
 受理日：平成25年4月30日  
 署名数：平成25年11月5日現在 5,603筆

陳情書

平成25年4月30日

千代田区議会議員  
小井 やすお様

件名  
三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情

陳情者 〒 [住所] [住所]  
 住所 [住所]  
 電話 [住所]  
 氏名 「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会  
 代表 [住所] 印(他 523 名)



趣旨  
 区議会の皆さまにおかれましては、日頃より公平公正な区政運営のためにご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
 さて、一部住民から三崎町並びに猿楽町の住居表示に神田冠称を復活させる要望が出ていることは既にご案内のことと想います。区はこのことに関し、平成24年2月、三崎町・猿楽町に居住する20歳以上の区民を対象に意向調査を実施しました。  
 この調査内容及び調査結果には、次のような問題点があります。  
 (1) 街は自然人だけでなく法人も含めた多様な者によって構成され、活気や賑わいが創出されているにも関わらず、意向調査は在住区民(自然人)だけを対象に実施された。  
 (2) 意向調査の回収率は、僅か51.9%であり、48.1%の方は回答していない。区は議会で「未回答の方は中間的な意見を持つ



者(ニュートラル)と考えている。」と答弁しているが、回答者は居住年数20年以上の者が67.5%と多数を占める一方、居住年数20年未満の者の神田冠称実施への賛成割合は居住年数20年以上の者と比較し低迷していることを懸念すると、未回答者の中には反対意見を持つ者が相当数いることが推定される。  
 (3) 町名(住所)は、そこに暮らし耐う自然人や法人にとって、自身を特定する重要な要件であり、万一変更された場合には、様々な影響が生じる。区は「町名変更による区民・事業所への影響」という観点で、町名変更で一般的に必要な手続きを示し、意向調査の中では「神田冠称を実施した場合に必要な届出や手続きの認知度」のみを尋ねているが、町名が変更された場合の経済的負担や社会的影響は甚大であり、より詳細な分析と周知が必要である。  
 よって、我々は三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応を求めます。また、万一復活を検討する場合には、より広範で精緻な意向調査を再度実施することを求めます。以上、議会におかれましては我々の思いが実現されますようご助力いただきたくここに陳情いたします。

# 神田冠称に賛成する要望書

## 「神田冠称復活」の早期実現を求める要望書【要旨】

- 「『神田』は私たちにとって価値のあるブランドであり、冠称の実現によってまちに元気が出るものと確信している。」
- 「神田冠称にかかる条例議案を早期に議会に提案することを求める。」

要望者：三崎町一丁目町会長 他2名  
 賛同者：神保町一丁目町会長 他8名  
 受理日：平成25年10月17日

「神田冠称復活」の早期実現を求める要望書

石川区長におかれましては、日頃より街づくり、区民福祉の充実などにご尽力をいただき、謝意を表させていただきます。

この度、2020年オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定しました。誠に喜ばしいことで、あらゆる分野に良い影響がもたらされることが期待されます。

さて、三崎町一丁目町会、三崎町町会、鎌倉町町会を含む神保町地区町会連合会は、平成16年11月5日、吉川良昭会長名で「三崎町並びに鎌倉町の住居表示における神田冠称復活に関する要望書」を区長に提出いたしました。(資料1)

これを受けて区は「住居表示検討懇談会」を設置しました。その結果、神田冠称については「実施に向けて取り組むことが望ましい」との中間答申が区長に提出されました。

この間、三崎町町会と鎌倉町町会は平成19年6月、町会名に神田を冠する町会名の変更を行いました。

平成19年10月、三町会は町会町名で「町名変更にご理解、ご協力をお願いします～神田冠称の復活について～」という

す。まちは愛護もしておりそれぞれ独自に息づいていきます。合理性だけでは片付けられない特色、風土があります。

私たちは、祭事や催し事を通して先人たちの意志を引き継ぎ、歴史や伝統を大事にし、まちの活性化に努めています。

また、「神田」は私たちにとって価値あるブランドです。冠称の実現によって、まちに元気が出るものと確信します。あれから9年、当時の署名活動に携わった方々の中には、鬼籍に入った方々が多くおられます。私たちはもう持ちきれません。

なおかれましては、神田冠称にかかる条例議案を早く議会に提案していただきますよう、切にお願ひ申します。

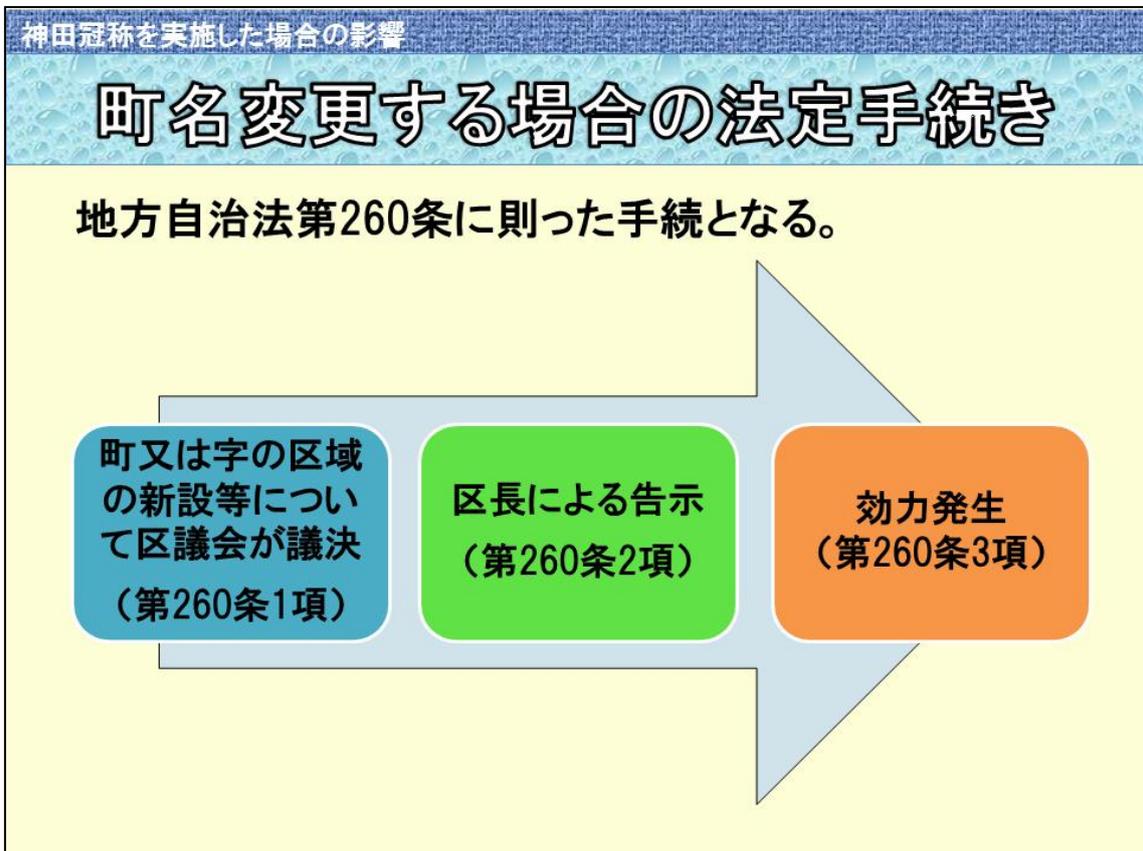
平成25年10月17日  
 千代田区長 石川 雅巳 殿

未加入を問わず、住民、企業  
 このような流れの中で同年12  
 ヲから「住所変更反対の署名」  
 だ。そのため三町会は平成20  
 をお願いするチラシを配布し  
 際、三町会役員と反対の方々  
 行われましたが、議論は平行線  
 に、町名に神田がつくとマン  
 ションの資源価値が下がる、下町の印象が壊れ、経費負担が  
 かなり手続きが煩わしいということです。私たちにとって  
 これら反対の意見は残念ですが、行政で解決できる課題でも  
 あると考えます。この間、区議会においても真摯に議論を  
 頂いていることも伺っています。

「飲みねえ飲みねえ すし食いねえ 江戸っ子だっどねえ  
 神田の生まれよ」歌曲で有名な一節です。皇居を抱え  
 政治、経済の中心地で「教育と文化のまち千代田」に私たち  
 は誇りを持つと共に、自分たちの住む町に愛着を感じていま

神西町会長  
 北神町会長  
 神保町三丁目町会長  
 西神田町会長  
 西神田三丁目町会長  
 一神町会長  
 駿河台西町会長

#### (4) 神田冠称を実施した場合の影響



#### ◆地方自治法第260条（昭和22年4月17日制定）

（市町村内の町又は字の区域）

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（平成23年8月30日改正）

## 神田冠称を実施した場合の影響(区民)

### 《抜粋》

#### 手続きが不要なもの

- ・ 戸籍
- ・ 住民票
- ・ 印鑑登録証
- ・ パスポート
- ・ 国民年金
- ・ 厚生年金
- ・ 国民健康被保険者証
- ・ 電気、水道 等

#### 手続きが必要なもの

- ・ 自動車運転免許証
- ・ 共済年金
- ・ 健康保険証（協会けんぽ）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 電話会社との契約
- ・ インターネットプロバイダ
- ・ 銀行、保険等
- ・ クレジットカード 等



平成25年11月25日現在 他46手続(主要なもの)

### ◆手続きが必要なものの詳細（区民）

| 項目                           | 手続の有無 | 費用              | 期限           | 必要書類   |
|------------------------------|-------|-----------------|--------------|--|
| 1. 自動車運転免許証                  | ○     | ¥0<br>(住民票代は別途) | すみやかに        | 《必要書類》<br>・ 新住所を確認できる書類等<br>・ 運転免許証記載事項変更届<br>・ 印鑑 |
| 2. 共済年金                      | ○     | ¥0              | すみやかに        | 《必要書類》<br>・ 住所変更届等                                 |
| 3. 健康保険証<br>(協会けんぽ任意継続加入の方)  | ○     | ¥0              | 変更事由発生から5日以内 | 《必要書類》<br>・ 任意継続被保険者住所変更（訂正）届<br>※保険証は各自手書で修正      |
| 4. 精神障害者保健福祉手帳               | ○     | ¥0              | すみやかに        | 《必要書類》<br>・ 変更届出書                                  |
| 5. 固定電話契約(NTT以外)<br>各種携帯電話契約 | ○     | ※               | すみやかに        | 《必要書類》<br>電話会社による                                  |
| 6. インターネットプロバイダ等             | ○     | ※               | すみやかに        | 《必要書類》<br>インターネットプロバイダ会社による                        |
| 7. 銀行口座等                     | ○     | ※               | すみやかに        | 《必要書類》<br>金融機関による                                  |
| 8. 保険各種<br>(生命・火災等)          | ○     | ※               | すみやかに        | 《必要書類》<br>保険会社による                                  |
| 9. クレジットカード                  | ○     | ※               | すみやかに        | 《必要書類》<br>カード会社による                                 |

※詳細は各関係機関に問い合わせが必要

## 神田冠称を実施した場合の影響(企業)

### 《抜粋》

#### 手続きが不要なもの

- ・ 宅地建物取引業者免許
- ・ 診療所許認可等
- ・ 風俗営業届出
- ・ 毒物劇物販売業の登録 等



#### 手続きが必要なもの

- ・ 不動産の権利に関する登記
- ・ 商業登記
- ・ 雇用保険関係
- ・ 商工融資
- ・ 水道法関係許認可
- ・ 株式上場関係 等

平成25年11月25日現在 他47手続(主要なもの)

### ◆手続きが必要なものの詳細 (企業)

| 項目                    | 手続の有無           | 費用                 | 期限                    | 必要書類  |
|-----------------------|-----------------|--------------------|-----------------------|---|
| 1. 不動産の権利に関する登記       | △※ <sup>1</sup> | ¥0※ <sup>2</sup>   | —                     | 《必要書類》<br>・ 変更登記申請書<br>・ 住所変更証明書類<br>・ 印鑑             |
| 2. 商業登記               | △※ <sup>1</sup> | ¥0※ <sup>2</sup>   | —                     | 《必要書類》<br>・ 会社変更登記申請書<br>・ 住所変更証明書類<br>・ 印鑑 等         |
| 3. 雇用保険受給資格者          | ○               | ¥0                 | すみやかに                 | 《必要書類》<br>・ 新住所を確認できる書類                               |
| 4. 雇用保険適用事業所<br>求人事業所 | ○               | ¥0<br>(謄本代は<br>別途) | 変更事由発<br>生から10日<br>以内 | 《必要書類》<br>・ 雇用保険事業主事業所各種変更届<br>・ 登記事項証明書<br>・ 適用事業所台帳 |
| 5. 商工融資               | ○               | ¥0<br>(謄本代は<br>別途) | —                     | 《必要書類》<br>金融機関による                                     |
| 6. 水道法関係許認可           | ○               | ¥0<br>(謄本代は<br>別途) | すみやかに                 | 《必要書類》<br>・ 簡易専用水道変更届<br>・ 専用水道記載事項変更届                |
| 7. 株式上場事業所            | ○               | ¥0                 | すみやかに                 | 各証券取引所のシステム上で住<br>所変更手続きが必要                           |

※<sup>1</sup>町名変更に伴う住所変更があった場合、変更登記があったとみなされるため、基本的に手続きは不要だが、記載内容自体は自動的に変更されないため、記載の変更を確実にを行うためには手続要。

※<sup>2</sup>神田冠称実施に伴う登記の場合、区の発行する町名変更実施証明書の提示で登録免許税が免除になる。

3 第 28 回住居表示審議会資料

第 28 回 千代田区住居表示審議会 資料

千代田区コミュニティ振興課

平成 25 年 12 月 17 日

(5) 千代田区の住居表示実施状況

千代田区の住居表示実施率

|     |        |
|-----|--------|
| 面積比 | 74.05% |
| 人口比 | 50.49% |
| 世帯比 | 52.57% |

※平成 25 年 11 月 1 日現在の住民基本台帳統計調べ

【千代田区の町名一覧】

旧麹町区

|   |                   |
|---|-------------------|
| い | 飯田橋<br>一番町        |
| う | 内幸町               |
| お | 大手町               |
| か | 霞が関               |
| き | 紀尾井町<br>北の丸公園     |
| く | 九段北<br>九段南        |
| こ | 皇居外苑<br>麴町<br>五番町 |

|   |              |
|---|--------------|
| さ | 三番町          |
| ち | 千代田          |
| な | 永田町          |
| に | 二番町          |
| は | 隼町           |
| ひ | 日比谷公園<br>平河町 |
| ふ | 富士見          |
| ま | 丸の内          |
| ゆ | 有楽町          |
| よ | 四番町          |
| ろ | 六番町          |

旧神田区

|   |            |
|---|------------|
| い | 岩本町        |
| う | 内神田<br>鍛冶町 |
| か | 神田相生町      |
|   | 神田淡路町      |
|   | 神田和泉町      |
|   | 神田岩本町      |
|   | 神田小川町      |
|   | 神田鍛冶町      |
|   | 神田北乗物町     |
|   | 神田紺屋町      |
|   | 神田佐久間町     |
|   | 神田佐久間河岸    |
|   | 神田神保町      |
|   | 神田須田町      |
|   | 神田駿河台      |
|   | 神田多町       |

|   |            |
|---|------------|
| か | 神田司町       |
|   | 神田富山町      |
|   | 神田錦町       |
|   | 神田西福田町     |
|   | 神田練堀町      |
|   | 神田花岡町      |
|   | 神田東紺屋町     |
|   | 神田東松下町     |
|   | 神田平河町      |
|   | 神田松永町      |
|   | 神田美倉町      |
|   | 神田美土代町     |
|   | さ          |
| そ | 外神田        |
| に | 西神田        |
| ひ | 東神田<br>一ツ橋 |
| み | 三崎町        |

※網掛けは住居表示未実施地区

【参考 住所の表記例】

住居表示実施地区 → 千代田区 ○○町 一丁目 2番 3号  
 住居表示未実施地区 → 千代田区 ○○町 一丁目 2番地

(6) 住居表示に関する法律の制定経緯について

| 年代                  | 出来事  |
|---------------------|--|
| 明治～<br>住居表示実施前      | <p data-bbox="491 342 1362 432">住所を表示するものとして<u>土地ごとに番号をふる地番</u>を使用</p> <div data-bbox="491 450 1362 860" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="512 465 671 499">地番とは…</p><p data-bbox="512 517 1318 645">明治の初年に徴税の目的で土地の所有者ごとに付けた整理番号であり、建物を探すというような社会生活の面は考慮されていない。</p><p data-bbox="512 663 1318 837">最初のうちは順序良く並んでいたが、土地の売買等の理由で所有関係が変わる度に整理され、次第に飛び番地・欠番地が発生し、誰にとってもわかりやすいものではなくなった。</p></div> <div data-bbox="233 909 1353 1137" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"><p data-bbox="252 976 1334 1084">地番を使用した住所の表示は来訪者等にわかりづらく、大事な冠婚葬祭に間に合わない、郵便や電報等の遅配等の問題が生じた。</p></div> |
| 昭和 37 年<br>5 月 10 日 | <p data-bbox="491 1238 1362 1373">住居の表示に係る諸種の混乱、障害を解消することで市民生活の便宜を向上させ、もって公共の福祉の増進に資するため<u>住居表示に関する法律</u>を制定</p> <div data-bbox="491 1391 1362 1608" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="512 1406 927 1440">住居表示に関する法律とは…</p><p data-bbox="512 1458 1318 1585">合理的な住居表示制度の確立及び住居表示の実施に必要な措置の制定を行うための法律。この法律に基づき、各地域において住居表示が実施された。</p></div>  |
| 住居表示実施後             | <p data-bbox="491 1641 1362 1731">住所を表示するものとして<u>建物ごとに番号をふる住居表示</u>を使用</p> <div data-bbox="491 1749 1362 2063" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="512 1765 735 1798">住居表示とは…</p><p data-bbox="512 1816 1318 1944">住居表示に関する法律に基づく住所の表記方法で、あらかじめ定めた基準に基づき建物の出入り口の位置により番号を決定する。</p><p data-bbox="512 1962 1318 2040">住所の表し方として、住居表示を用いることで、建物を探し出すことが容易になった。</p></div>  |

## 【住居表示制度の解説抜粋（昭和 38 年 4 月 1 日初版発行 自治省振興課編）】

住居表示に関する法律（昭和 37 年 5 月 10 日）

（目的）

第一条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

現在わが国の住居表示は、住居表示に関する法律に基づく街区符号及び住居番号等を用いる方法と町名地番を用いる方法とが混在している。このうち町名地番を用いる方法は、市街化が進んでいる地域及び、飛地のある地域等において住居の表示を分かりにくいものとしている。この原因としてはまず「土地の番号」である地番がその本来の目的である「土地の番号」の性格をこえて住所を表示する目的に転用されていることから、地番そのものが分合等を繰り返し複雑となっているところ、地番区域が広すぎるところ及び地番が順序に並んでいないところでは、住居の表示も分かりにくいものとなる。次に町名についていえば、同一町名が多数存在すること、町界が錯綜し又は飛地があること等により、住居の表示を分かりにくいものとしている。

このため、このような地域においては、住居が、分からないことにより大事な冠婚葬祭に間に合わなかったり郵便、電報等の遅配を生じたりしている。

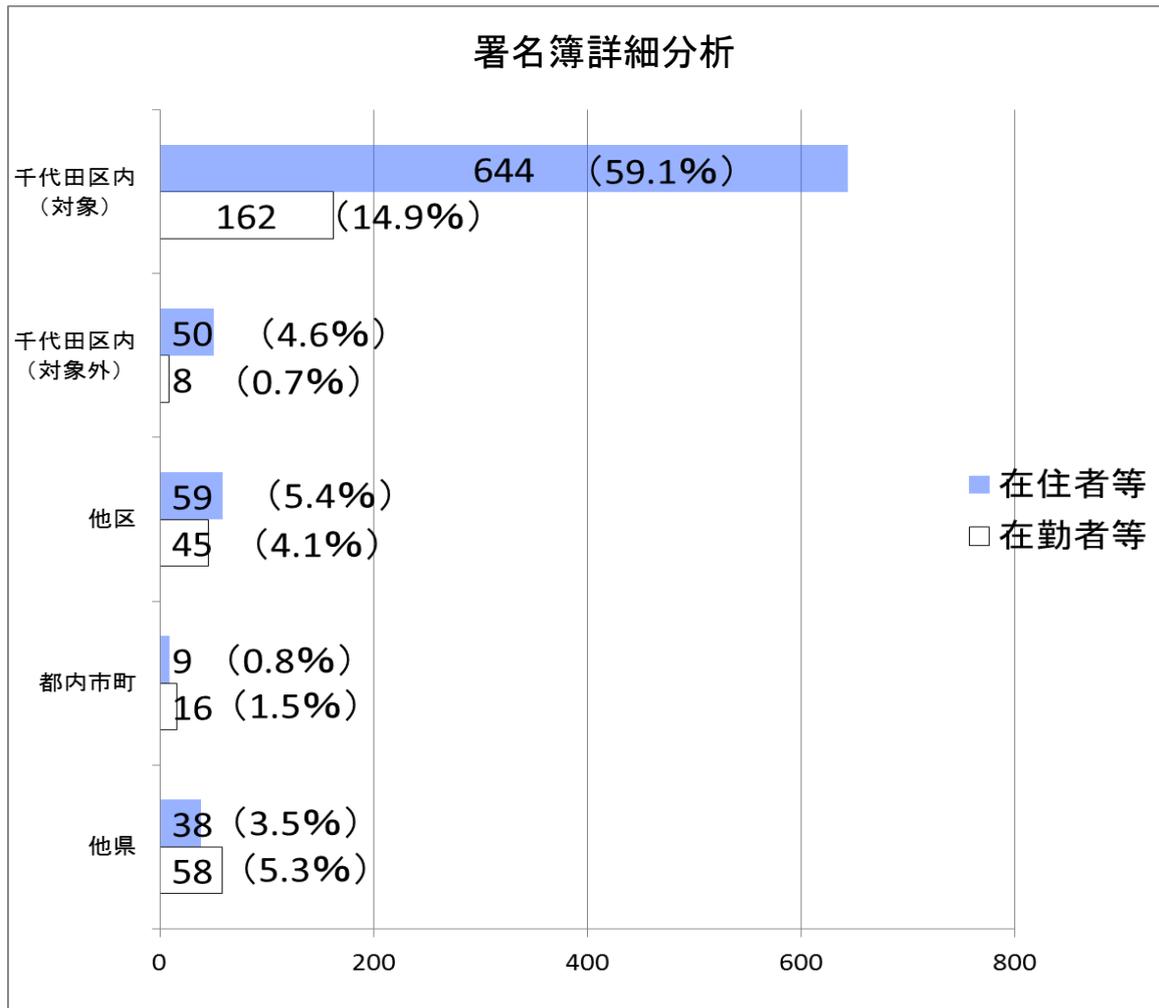
住居表示に関する法律は、このような状態を解消するために、昭和 37 年に制定されたものである。

本法の目的は、合理的な住居表示制度の確立及び住居表示の実施に必要な措置の制定を通して、住居表示に係る諸種の混乱、障害を解消することで、市民生活の便宜を向上させ、もって公共福祉の増進に資することである。

## (7) 千代田区等に提出された署名等について

### 1. 平成 16 年 11 月 15 日受理 賛成署名<sup>2</sup>

件名：三崎町並びに猿楽町の住居表示における神田の冠称復活に関する要望書  
 提出者：神保町地区町会連合会会長  
 受理日：平成 16 年 11 月 15 日 千代田区受理  
 署名数：1,099 筆（提出者集計）、1,089 筆（事務局集計）



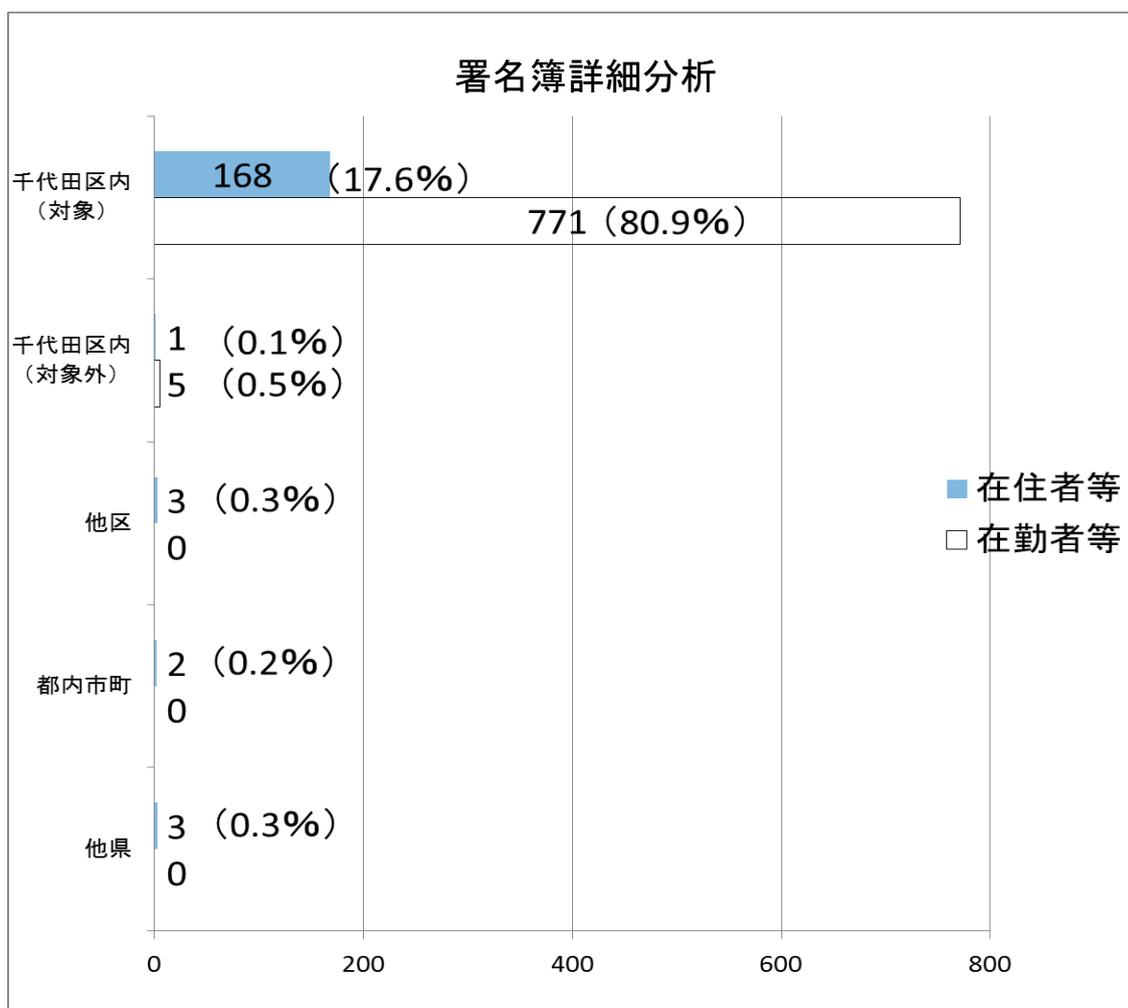
(単位 件)

| 区分         | 在住者等 |       | 在勤者等       |       | 計     |        |
|------------|------|-------|------------|-------|-------|--------|
| 千代田区内(対象)  | 644  | 59.1% | 162 (105所) | 14.9% | 806   | 74.0%  |
| 千代田区内(対象外) | 50   | 4.6%  | 8 (4所)     | 0.7%  | 58    | 5.3%   |
| 他区         | 59   | 5.4%  | 45 (2所)    | 4.1%  | 104   | 9.6%   |
| 都内市町       | 9    | 0.8%  | 16 (0所)    | 1.5%  | 25    | 2.3%   |
| 他県         | 38   | 3.5%  | 58 (3所)    | 5.3%  | 96    | 8.8%   |
| 計          | 800  | 73.5% | 289 (114所) | 26.5% | 1,089 | 100.0% |

※千代田区三崎町及び猿楽町を対象地域とする。

## 2. 平成19年12月19日受理 反対署名<sup>2</sup>

件名：「住所変更したくない」人の署名の件  
 提出者：「住所変更したくない」方々  
 受理日：平成19年12月19日 千代田区受理  
 署名数：1,481筆（提出者集計）、953筆（事務局集計）



| 区分         | 在住者等 |       | 在勤者等       |       | 計   |        |
|------------|------|-------|------------|-------|-----|--------|
| 千代田区内(対象)  | 168  | 17.6% | 771 (98所)  | 80.9% | 939 | 98.5%  |
| 千代田区内(対象外) | 1    | 0.1%  | 5 (2所)     | 0.5%  | 6   | 0.6%   |
| 他区         | 3    | 0.3%  | 0 (0所)     | 0.0%  | 3   | 0.3%   |
| 都内市町       | 2    | 0.2%  | 0 (0所)     | 0.0%  | 2   | 0.2%   |
| 他県         | 3    | 0.3%  | 0 (0所)     | 0.0%  | 3   | 0.3%   |
| 計          | 177  | 18.6% | 776 (100所) | 81.4% | 953 | 100.0% |

※千代田区三崎町及び猿楽町を対象地域とする。

<sup>2</sup> 署名の集計は以下のルールにより行った。

- ① 住所及び名前もしくは法人名の記載があるものを1筆と数える。
- ② 事業所かどうか判別できない場合は個人として集計

### 3. 平成 25 年 4 月 30 日受理 反対署名

件名：三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情

提出者：「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会

受理日：平成 25 年 4 月 30 日 千代田区議会受理

署名数：5,603 筆（提出者集計）

本署名簿については、平成 25 年 11 月 28 日に「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会代表者より「署名簿の提供先は千代田区議会のみであり、どのような形であってもコミュニティ振興課が署名簿を使用することは認めない。」旨の申し出があったため、詳細な分析を行えない。

#### 4. 平成 25 年 10 月 17 日受理 賛成要望書

件名：「神田冠称復活」の早期実現を求める要望書  
 提出者：要望者 三崎町一丁目町会長他 2 名  
           賛同者 神保町一丁目町会長他 8 名 計 12 名  
 受理日：平成 25 年 10 月 17 日 千代田区受理

#### 要望者

三崎町一丁目町会長

神田猿楽町会長

神田三崎町会長

#### 賛同者

神保町一丁目町会長

西神田町会長

神保町一丁目北部町会長

西神田三丁目町会長

神西町会長

一神町会長

北神町会長

駿河台西町会

神保町三丁目町会長

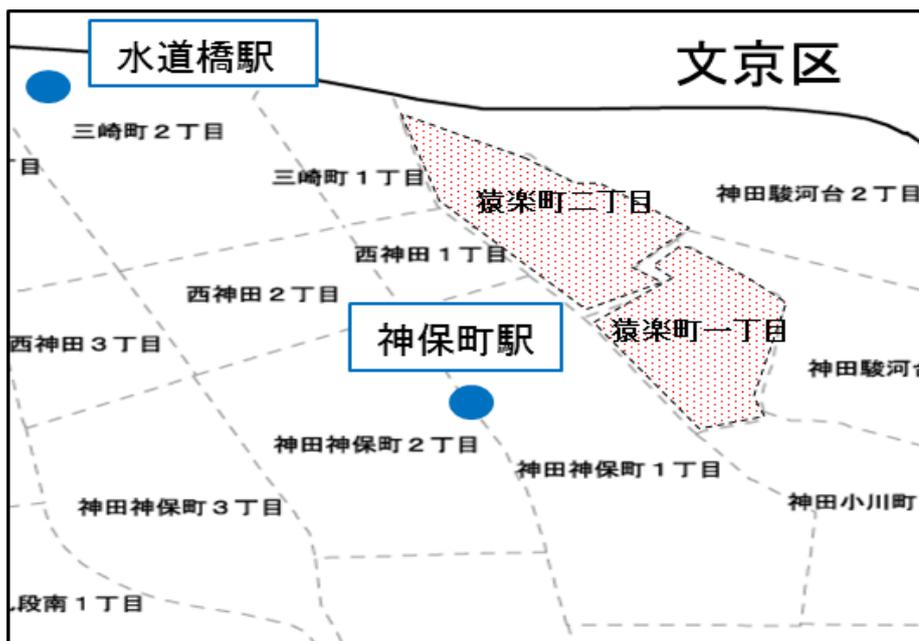
| 区分         | 在住者等 |        | 在勤者等 |      |      | 計  |        |
|------------|------|--------|------|------|------|----|--------|
|            | 人数   | 割合     | 人数   | 所数   | 割合   | 人数 | 割合     |
| 千代田区内(対象)  | 3    | 25.0%  | 0    | (0所) | 0.0% | 3  | 25.0%  |
| 千代田区内(対象外) | 9    | 75.0%  | 0    | (0所) | 0.0% | 9  | 75.0%  |
| 他区         | 0    | 0.0%   | 0    | (0所) | 0.0% | 0  | 0.0%   |
| 都内市町       | 0    | 0.0%   | 0    | (0所) | 0.0% | 0  | 0.0%   |
| 他県         | 0    | 0.0%   | 0    | (0所) | 0.0% | 0  | 0.0%   |
| 計          | 12   | 100.0% | 0    | (0所) | 0.0% | 12 | 100.0% |

※千代田区三崎町及び猿楽町を対象地域とする。

## (8) 住居表示実施に関する経緯要旨

### 1. 猿楽町

- ① 当初は、神保町一～三丁目を延長して、四～六丁目までとし、現在の神田猿楽町地区は神保町六丁目の予定だった。
- ② しかし、“猿楽”という由緒ある名前を消すのはしのびないということで、住民にアンケートをとったところ全住民が猿楽町を主張
- ③ そのため、神田猿楽町地区は神保町六丁目ではなく、猿楽町一～二丁目という住居表示にする案が提出
- ④ 第17回千代田区住居表示審議会において、「猿楽町」の名称が他区にも存在しまぎらわしいという点が議論になったが、前例<sup>3</sup>もあり、由緒ある名称のためできる限り存続させたいということで、上記案が決議された。



<sup>3</sup>港区及び目黒区における「三田」、大田区、江戸川区及び中野区における「中央」

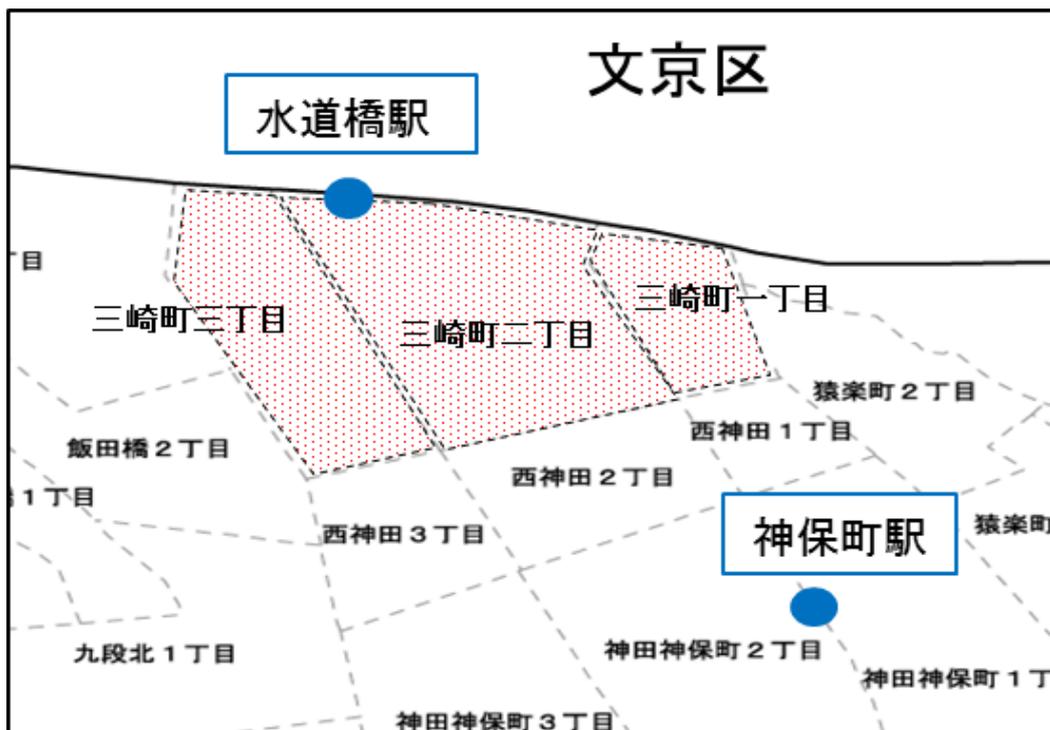
【詳細】

| 日付             | 出来事  | 議事概要/詳細  |
|----------------|--|--|
| 昭和43年<br>8月15日 | <p style="text-align: center;"><b>第17回<br/>千代田区住居表示審議会</b></p> | <p>委：「当初は、神保町1、2、3丁目を延長して、4、5、6丁目までにして、現在の神田猿楽町地区は神保町6丁目の予定でした。が、やはり、“猿楽”という由緒ある町名を消すのは、しのびないということで。住民にアンケートをとったところ、全住民が猿楽町を主張したため、神保町6丁目を取り下げ、そのまま存続ということになり、今回の審議となった」</p> <p>区：「問題点として、町の名称についてですが、これは神田猿楽町1、2丁目を「神田」をとって、猿楽町1、2丁目としたということ」</p> <p>区：「「猿楽町」の名称が他区にもあって、まぎらわしいという点についてですが、これは渋谷区にも単独で「猿楽町」という同一名称があります。…他区の例で「三田」という名称を港区と目黒区で、「中央」という名称を大田区、江戸川区、中野区で夫々実施に当たり採用しております。このように前例もあることですし、由緒ある名称でありますのでできるだけ、存続させたいということでご審議をお願いいたします。」</p> <p>会：「以上のような問題点については、地元の要望で、猿楽町存続ということになりましたので、問題はないと思われまます。」</p> <p style="text-align: center;">“異議なし” の声全員よりあり。</p> |
| 昭和44年<br>4月1日  | <p style="text-align: center;"><b>猿楽町について<br/>住居表示実施</b></p>   | <p>猿楽町地域について住居表示が実施され、猿楽町一丁目～二丁目となった。</p>  |

※長 = 区長                      会 = 住居表示審議会会長  
       委 = 住居表示審議会員    区 = 千代田区事務局

## 2. 三崎町

- ① 第12回住居表示審議会において、住居表示実施前の神田三崎町を含む地域を、「西神田一丁目～五丁目」とする決議
- ② 地域合意が整ったため上記決議がされたはずだったが、区議会における議決直前に、三崎町存続を求める陳情が提出された。しかし、区議会は陳情を不採択とし、原案通り議決
- ③ 区長からの再提案を受け、住民の声を反映させるため、第14回住居表示審議会において、再度審議し「西神田一丁目～三丁目、三崎町一丁目～三丁目」とする決議。その後区議会で議決され、昭和42年4月1日住居表示を実施



【詳細】

| 日付             | 出来事  | 議事概要/詳細   |
|----------------|--|---|
| 昭和40年<br>3月8日  | 第8回<br>千代田区住居表示審議会<br>(三崎町、西神田地域につ<br>いての現状報告)                             | 委：「三崎町、西神田地域の町名の問題ですが、現在の神<br>田三崎町という名称は可、三崎町では不可という者も<br>多く、最近実施された東神田に対して西神田とする<br>という意見の方も多いようでございます。」   |
| 昭和41年<br>5月24日 | 第10回<br>千代田区住居表示審議会<br>(住居表示実施に際し三崎<br>町、西神田地域を一本化す<br>る議論)                | 委：「西神田、三崎町も、目下一本化にすべく調整中でご<br>ざいます。…王手をかけたかどうかという処まで言っ<br>ております。…アンケートをとりなどして、煮つめて<br>おりますが、町会長も一時はつるし上げられる等、時<br>間がかかっている現状でございます。」  |
| 昭和41年<br>8月29日 | 第11回<br>千代田区住居表示審議会<br>(住居表示実施に際し三崎<br>町、西神田地域を西神田に<br>一本化する合意が整った旨<br>報告) | 委：「三崎町、西神田地域についてですが、三崎町はアン<br>ケートをとって、地元の意見をきいたり、又青年団の<br>西神田反対等もありましたが、一年がかりでやっと大<br>同団結し「西神田」として6月25日の全体委員会にか<br>け、決めていただきました。」<br><br>※全体会議：神保町地区の町会大小にかかわらず一町<br>4名ずつ計60名選出した人々が委員となる会議                         |
| 昭和41年<br>9月22日 | 第12回<br>千代田区住居表示審議会<br>(三崎町、西神田地域の住居表<br>示実施内容詳細の決定)                       | 委：「西神田・三崎町は(全体会議の)分科会となり、町名<br>検討に入った…。三崎町は、当時大変な騒ぎで、これ<br>を固執するのが85%で、西神田にも呼びかけたが、結<br>局話し合いが進まず一年を経過…。最終的には、大同<br>団結を見るに至り、この6月の全体会議で了承を得た<br>…。」<br><br>会：「それでは、西神田一～五丁目はいかがでしょう<br>か。」<br><br>全員異議なし 満場一致決定(全員) |
| 昭和41年<br>9月27日 | 第三回区議会定例会<br>に対する議案提出  | 町の区域及び名称の変更について(西神田一丁目～五<br>丁目)の議案提出  |
| 昭和41年<br>10月3日 | 三崎町町名存続の<br>陳情書提出  | 9月より三崎町町名存続運動が発生しており、上記議<br>案の議決直前に三崎町町名存続を求める陳情書が提出<br>された。  |
| 昭和41年<br>10月4日 | 第三回区議会定例会におけ<br>る陳情不採択及び議決   | 上記陳情の不採択及び町の区域及び名称の変更につい<br>て(西神田一丁目～五丁目)の議決  |

※長＝区長 会＝住居表示審議会会長  
委＝住居表示審議会議員 区＝千代田区事務局

| 日付              | 出来事  | 議事概要/詳細   |
|-----------------|--|---|
| 昭和41年<br>11月21日 | <p style="text-align: center;"><b>第14回<br/>千代田区住居表示審議会</b></p> <p>(三崎町町名存続運動を受け、三崎町、西神田地域の住居表示実施内容変更についての確認)</p> | <p>長：「三崎町問題につきまして…議案として、区議会に提案されて、区民厚生委員会に付託され審議されて答申を正しいものとして、…原案通り賛成を得、これを本会議にかけ…33名の絶対多数の賛成を得、可決したものであります。ところが、その直前…三崎町存続の代表数人の方々が来られ、西神田には反対という陳情があった…この時は、全体の声とみなすわけにはいかず、原案通り可決された」</p> <p>長：「民主主義のルールに則した住民の声を反映させねばならないと、議会と慎重にご相談申し上げ…先般の議決を棚上げにして、もう一度再決して都に届出するので、よろしく告示を願いたい。違法ならば私は辞めるとも申して置きました。」</p> <p>会：「先程の経過を辿りまして、区長から再提案というものの…。西神田一～三丁目と、三崎町一～三丁目という、街画式を貫いた形となったもの…区長から、このように、諮問第8号が出されたものでございますので、よろしくご審議願いたい」</p> <p>委：「例外とかそういうことでなく、無条件で、全会一致で承認したいと思えます。」</p> <p>拍手、了承決定される(全員)</p> <p>※三崎町問題：第12回審議会で承認された内容に関する問題</p> |
| 昭和41年<br>11月22日 | <p style="text-align: center;"><b>第4回区議会定例会<br/>における議決</b></p>   | <p>町の区域及び名称の変更について(西神田一丁目～三丁目、三崎町一丁目～三丁目)変更・再議決</p>   |
| 昭和41年<br>11月30日 | <p style="text-align: center;"><b>第15回<br/>千代田区住居表示審議会</b></p> <p>(三崎町の住居表示に関する経過報告)</p>                         | <p>区：「先般の三崎町、西神田の件につきまして、昨日区長より辞職願が区議会議長に出されました」</p> <p>委：「私共によって、区長の諮問事項である三崎町・西神田の問題が審議され、これを答申、また答申に基づいて最終的に区議会が議決したもの…善意から出発したものがかような結果をもたらした。去る14回の審議会でも全員により承認されたものですから、委員全員の責任。委員の決議において、区長留任を要望いたします。」</p> <p>全員により区長へ留任方懇請する(全員)</p> <p>会：「議会が開会中でございますので住居表示の議案の進捗状況を一寸申し上げておきます。…西神田一丁目～三丁目並びに三崎町一丁目～三丁目は、42.4.1実施の議決を去る22日に得ました。」</p>   |
| 昭和41年<br>12月8日  | <p style="text-align: center;"><b>西神田・三崎町の住居表示<br/>に関する区長声明文発表</b></p>   | <p>詳細は別紙の通り</p>   |
| 昭和42年<br>4月1日   | <p style="text-align: center;"><b>三崎町について<br/>住居表示実施</b></p>   | <p>三崎町地域について住居表示が実施され、三崎町一丁目～三丁目となった。</p>   |

## 【区長声明文（昭和41年12月8日号「区のお知らせ」掲載）】

### 第3節 くらしの安定と向上

#### 区長声明文

##### 西神田・三崎町の住居表示について

今回「西神田・三崎町地区」の住居表示案を実施するにあたり、区民の皆様のご理解をたまりたく、ここに、その経過と所信をあきらかにしたいと存じます。

さる9月定例区議会に神田三崎町および西神田の地域をもって、「西神田」と提案いたしました住居表示案は、区議会において一名を除く絶対多数の御賛成を得ました。

この議決を得ますまでには、二年有余にわたり、地元の多くのひとびとが、町を愛し、過去の歴史を尊びつつ、法に基づき将来の町のあり方を考えながら、熱心な御討議を重ねられてまいりました。

このすべてのひとびとが、いささかの私心もなく、善意をもって行動し、公共の福祉増進に資するために出された結論が、住民の意に満たされないものとして、また、住民の正しい声の反映でないものとして反対の声となり、それが日増しに激しくなっております。このときにあたり、私は、法律を正しく執行する機関の長として、法律を守り、なおかつ、住民の声を生かす民主主義にのっとりた方法について深く思い悩み区議会を初めとし、関係各方面とも慎重に協議いたしました。

このことは、既に、反対の声の高まった時点においては、もはや、その声を生かすべがないと考えられたからであります。

しかし、時間的に問題があるとしても、住民多数の声という事実のあることを考えたとき、私は、その声をとりあげ、これを生かすことに全力を注ぎました。

そして私は、私の長年歩んできた道である政治的常識に基づき、五つの条件を出し、これがかなえられた場合には、法律には違反していないものの、内外の影響を考えると、好ましいことではなく、ことに朝令暮改のそしりを受ける悪例となるおそれがあるかも知れませんが、住民の声を生かし、区、区議会、区民の融和をはかることを念願とする私にとって、残されたただ一つの解決の道、再提案に断固たる決意を新たにいたしました。

前述の条件の中には、もちろん、絶対多数によって議決された案を、実質的に変更するものであるため、住民の意思の代表である区議会が納得の上、全会一致、即ち、全区民の要望なりとして、要請されることを要件といたしました。

私の出しました五つの条件が各方面の協力によって入れられ、今日の提案となった次第であります。提案の内容も、面積の点においてやや難点のある外は、基本的な境界線を守り、千代田区住居表示整備実施基準にのっとりたものであります。

しかし、西神田・三崎町地区の住居表示に関し、試案提示後、議会提案までの二年有余の間、この地区の反対の声が住民より一度も私に聞かされなかったこと、および住民感情に反した結果を招いたことは、「血のかよった区政」を公約し、努力している私としては、痛恨の極みであります。

また、過程において、法律的に何ら誤りがなくとも、生じた混乱不安に対する道義的責任の全部は、私が負うべきものと深く反省しております。

区長室の扉は、四季を通じ常時開放いたしております。何時でもなまの皆さんの声をお聞かせ

## 第2章 地域の振興

くださいますようお願いいたします。

なお今後の住居表示のあり方につきましては、事前に住民の声を充分にお聞きし、慎重を期して推進いたす所存ですが、今後とも明るい血のかよった区政に関心を持っていただくことを熱望いたし、あわせて御理解と、御協力を切に望むものであります。

ここに、このたびの西神田・三崎町地区の住居表示問題について、その経過を発表するとともに、区民各位の御了解をお願いする次第であります。

※出典：新編 千代田区史 区政史編（平成10年3月31日発行）

### 【参考：区長の提示する五条件】

1. 本件は、好ましいことではないが、議会全体から要求があれば、再提案もやむを得ない。
2. ただし、三崎町を残すことによって、三崎町民のうち、西神田希望者、西神田地区の反対のないことが条件である。
3. 区域については、区案によること。
4. 連合町会長ほか地元審議委員に対して住民が責任をとらしめないこと。
5. 実施時期は、来年4月とする。

4 第 29 回住居表示審議会資料

第 29 回 千代田区住居表示審議会 資料

千代田区コミュニティ振興課

平成 26 年 2 月 6 日

## (9) 神田の由来等について

### 1. “神田” という地名の由来

地名の起源としては、以下の説がある。

- ① 皇大神宮に新稲を奉るべき神田（みとしろ・みた）であったことから神田の名が生まれたとする説
- ② 神田明神の神田が置かれたことを由来とする説

### 【参考】

- (1) 『新訂江戸名所図会 1』（筑摩書房 平成 8 年）より抜粋

「神田と号くることは、伝へいふ、往古諸国、伊勢大神宮へ新稲を奉るゆゑに、國中その稲を植うるの地ありて、これを神田あるひは神田・御田と唱へしとなり。」

- (2) 『縮刷版 江戸学事典』（弘文堂 平成 6 年）より抜粋

「神田の地名は、文献上では永禄 2 年（1559）『小田原衆所領役帳』の太田新六郎知行分の中に、「一、六貫五百八拾四文 江戸神田内新堀方渋江分」と見えるのが最初である。」

『江戸紀聞』に「上古は神田とて一国にあまたの田地を備えて太神宮の神供とせり、此地も即その所也」としているのや、この神田を神田神社の神田とするものなど諸説あるが、どれにも確証はなく、定説とはみなしがたい。」

- (3) 『東京の地名由来辞典』（東京堂出版 平成 18 年）より抜粋

「神田の地名は…伊勢大神宮に稲の初穂を納める「神田（みとしろ・みた）」が置かれていたことから呼称されるようになった」

## 2. “神田”の範囲

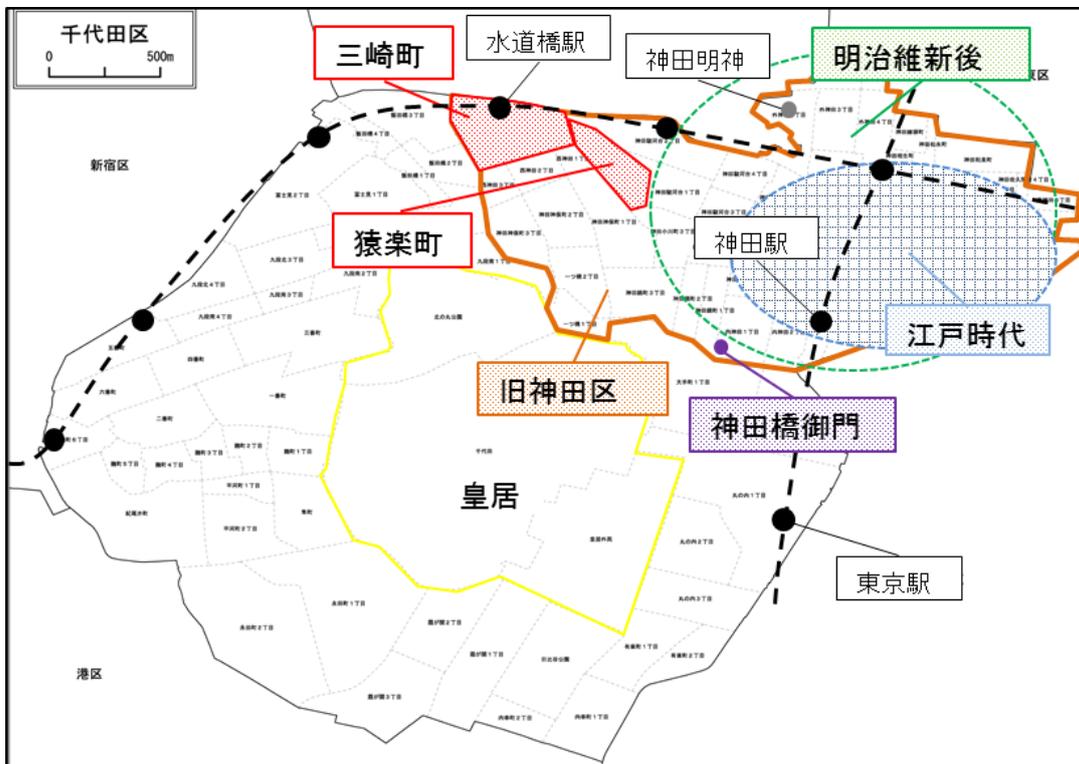
中 世 : 江戸時代の神田橋御門<sup>ごもん</sup>周辺

江戸時代 : 東は豊島町、西は小川町・駿河台、南は神田堀、北は神田川以北の佐久間町・旅籠町を境とする地域

明治維新後 : 内神田・駿河台・小川町・外神田を含んだ広域地名

明治11年 : 神田区発足

現 在 : 現千代田区の北東部を呼ぶ広域地名



### 【参考】

(1) 『江戸の郷土誌』(千代田区教育委員会 平成14年)より抜粋

「斎藤幸孝『<sup>ちまたのちり</sup>衢之塵』享和元年(一八〇一)自跋<sup>じぼつ</sup>」

「今神田と号するの方境、西ハ小川町より駿河臺<sup>だい</sup>に限り、南ハ鎌倉河岸の通り神田堀を限る、東ハ豊嶋町を境、北ハ神田川の外、佐久間町通り旅籠町に至」

(2) 『日本歴史地名大系』(平凡社 平成16年)より抜粋

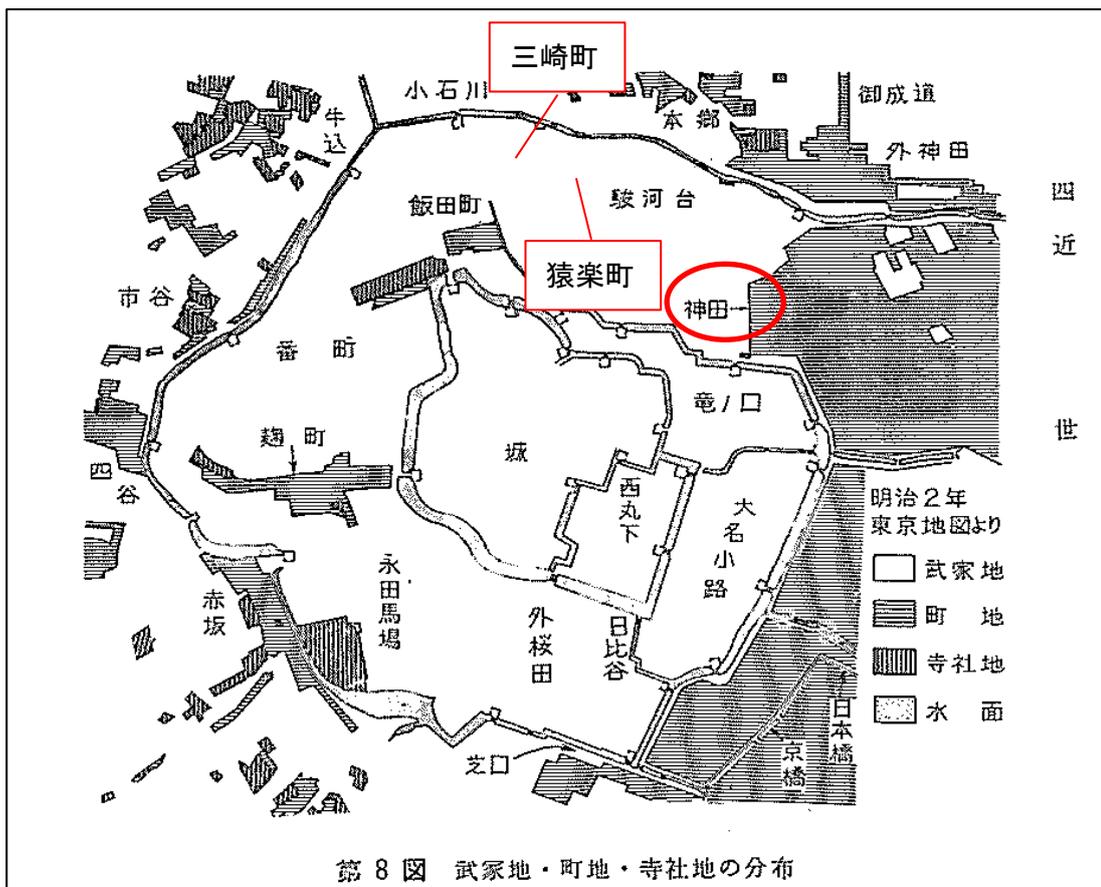
「現千代田区の北東部を呼ぶ広域地名。中世には江戸時代の神田橋御門周辺、江戸時代には現在の神田地区の東半分にあった町地を汎称。明治以降は駿河台・小川町・外神田も含んだ広域地名となった。」

(3) 『東京の地名由来辞典』(東京堂出版 平成18年)より抜粋

「神田の地名は江戸時代、東は豊島町、西は小川町・駿河台、南は神田堀、北は神田川以北の佐久間町・旅籠町を境とする地域を指し、中世は神田橋御門のあたりを指していた」

「江戸時代、狭義の神田は内神田を指していたようだが、明治維新後は外神田や駿河台・小川町を含む広域地名となっている。」

(4) 『千代田区史 上』(千代田区 昭和35年3月)より抜粋



## ～芝崎村について～

芝崎村の位置については、神田橋・大手町のあたりとする文献や駿河台の東とする文献が混在しており、詳細は不明

### 【参考】

(1) 『江戸の郷土誌』(千代田区教育委員会 平成14年)より抜粋

「<sup>ちまたのちり</sup>斎藤幸孝『衢之塵』享和元年(一八〇一) <sup>じぼつ</sup>自跋」

「芝崎村ハ神田はしのあたりを云ふ」

「駿河臺志 …<sup>むさしのくにとしまぐんはけたりょうえどしようかんだごう</sup>武蔵国豊島郡峡田領江戸庄神田郷の西北、芝崎村の西に…  
<sup>こうりょう</sup>高陵あり、是を今駿河臺といふ」

「著者不明『駿河臺志』文化九年(一八一二)～十三年(一八一六)頃」

(2) 『新訂江戸名所図会1』(筑摩書房 平成8年)より抜粋

「神田明神の旧地 神田橋の内、<sup>ひとつばしおんやかた</sup>一橋御館のうちにあり…。この辺り、<sup>きゅうみやう</sup>旧名を芝崎村といふ…。」

(3) 『江戸総鎮守神田明神ホームページ』より抜粋

「社伝によると、当社は天平2年(730)に…武蔵国豊島郡芝崎村(現在の東京都千代田区大手町・将門塚周辺)に創建」

「元和2年(1616)…現在の地に遷座」 ※現在地は外神田2-16-2

(4) 『目で見る千代田の歴史』(千代田区教育委員会 平成5年)より抜粋



### 3. 地名の変遷等

| 日付           | 出来事   |
|--------------|---|
| 中世           | <ul style="list-style-type: none"> <li>神田橋御門周辺を神田と呼称？</li> </ul>  |
| 江戸時代         | <ul style="list-style-type: none"> <li>東は豊島町、西は小川町・駿河台、南は神田堀、北は神田川以北の佐久間町・旅籠町を境とする地域を神田と呼称？</li> </ul>  |
| 明治5          | <ul style="list-style-type: none"> <li>地租賦課の前提となる地積と所有者の確定のための調査が行われ、すべての土地に町名・地番が振り当てられる。</li> </ul> <div data-bbox="547 768 1259 813" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">三崎町一～三丁目・猿楽町一～三丁目・裏猿楽町</div>             |
| 明治 11/11     | <ul style="list-style-type: none"> <li>郡区町村編制法実施に伴い、旧江戸市中に 15 区の設置</li> <li>千代田区の前身である神田区・麴町区の発足</li> </ul> <div data-bbox="547 1003 1380 1048" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">神田区 三崎町一～三丁目・猿楽町一～三丁目・裏猿楽町</div> |
| 大正 12        | <ul style="list-style-type: none"> <li>関東大震災</li> </ul>   |
| 昭和 8～9       | <ul style="list-style-type: none"> <li>震災復興として区画整理を実施し、町名も変更</li> </ul> <div data-bbox="547 1263 1227 1308" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">神田区 三崎町一～二丁目・猿楽町一～二丁目</div>  |
| 昭和 22/ 3 /15 | <ul style="list-style-type: none"> <li>神田区と麴町区が統合し、千代田区発足</li> </ul> <div data-bbox="547 1426 1380 1471" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千代田区 神田三崎町一～二丁目・神田猿楽町一～二丁目</div>  |
| 昭和 37/ 5 /10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>住居表示に関する法律制定</li> </ul>  |
| 昭和 38/ 7 /30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>街区方式による住居表示の実施基準制定</li> </ul>  |
| 昭和 42/ 4 / 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>神田三崎町について住居表示を実施</li> </ul> <div data-bbox="547 1783 968 1827" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千代田区 三崎町一～三丁目</div>  |
| 昭和 44/ 4 / 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>神田猿楽町について住居表示を実施</li> </ul> <div data-bbox="547 1946 968 1991" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千代田区 猿楽町一～二丁目</div>  |

#### 4. 参考文献

- (1) 『千代田区史 上』  
(千代田区 昭和 35 年 3 月)
- (2) 『目で見る千代田の歴史』  
(千代田区教育委員会 平成 5 年 2 月 1 日)
- (3) 『縮刷版 江戸学事典』  
(弘文堂 西山 松之助・郡司 正勝・南 博・神保 五彌・南 和男・竹内 誠・  
宮田 登・吉原 健一郎 平成 6 年 2 月)
- (4) 『新訂江戸名所図会 1』  
(筑摩書房 市古夏生・鈴木健一 平成 8 年 9 月 10 日)
- (5) 『江戸の郷土誌』  
(千代田区教育委員会 平成 14 年 3 月)
- (6) 『日本歴史地名大系』  
(平凡社 平成 16 年 10 月 20 日)
- (7) 『東京の地名由来辞典』  
(東京堂出版 竹内誠 平成 18 年 3 月 3 日)

## (10) 町名等の保存及び継承に関する附帯決議

### 住居表示に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和 60. 5. 30 衆議院地方行政委員会

昭和 60. 6. 6 参議院地方行政委員会

政府は、町名等の保存及び継承に関し、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 将来にわたって、旧来の町名等をできる限り消失せしめないように、市町村に対して適切な指導をすること。
- 2 すでに消失した町名等の復活については、これが社会的、経済的に大きな影響を与えることにかんがみ、その安定性を確保する必要があるが、市町村において総合的に勘案の上、旧町名等を復活させようとする場合には、地方自治法第 260 条の規定によって可能であるので、その旨の周知を図ること。
- 3 市町村が由緒ある旧町名等の継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講じた場合においては、当該市町村に対する適切な財政措置について配慮すること。

右決議する。

5 第30回住居表示審議会資料

第30回 千代田区住居表示審議会 資料

千代田区コミュニティ振興課

平成26年4月17日

(11) 賛成及び反対の立場の方々の主張

| 項目              | 賛成   | 反対  |
|-----------------|--|---|
| 経緯              | 住居表示実施時に「神田」がなくなることに疑問                                       | 過去の住居表示審議会において審議された結果、町名変更をした経緯がある。                             |
|                 | 町名の保存等に関し、適切な措置を講ずべきとする附帯決議がある。                              | 猿楽町・三崎町は住居表示法に基づき、住居表示が実施されている。                                 |
| 神田の歴史的・文化的意味・地理 | 「神田」をブランドと思っている人は多い。   | 千代田区猿楽町というのは美しい名前です。「神田」はつかなくともよい。                              |
|                 | 地名も文化の一つ。昔に戻して正しい文化を伝えるのは我々の仕事                               | 猿楽町は119年間、三崎町は121年間この町名で定着している。                                 |
|                 | 渋谷区猿楽町と間違える人が多いが、「神田」がつけば間違わない。                              | 過去武家屋敷であった猿楽町・三崎町の地に「神田」をのせるのは歴史を大事にしない行為                       |
|                 |  | 猿楽町・三崎町は神田駅から遠く、「神田」と付くと神田駅で降りて苦労する人がいる。                        |
| 町名変更のコスト        | 合理性・経済性だけで町名を考えてほしくない。                                       | 町名変更にはコストがかかる。  |
|                 |  | 第27回審議会において手続きに係る費用を区で整理しているが、人件費等を全く勘案していない。                   |
| 意見の把握<br>住民等の   | (事業所等の意見について) 町会に入っている事業所で、署名をいただいたところはあるが、その後事業所の意向は聞いていない。 | 平成23年度に行われた意向調査はもう古く、回収率が低い上に、企業は対象外。再度、住民及び企業を対象とした意向調査を実施すべき。 |
|                 | (若い人の意識について) あまり関心がないと思う。                                    | 納税者である企業(約1,400事業所、2万人)にも発言する権利がある。                             |
| その他             | (町名変更を実施する場合の猶予期間について) 一定の期間はあってもよい。                         | 多数決の世の中ではあるが、話し合いもなくそのまま進んでいくのは納得ができない。                         |
|                 |  | 今後、千代田区をどのように発展させていくかグローバルな視点を持ってほしい。                           |

(12) 市町村合併の事例

| 合併後       | 合併前   | 合併<br>年月日   | 補助金※ | 意向調査<br>(住民) | 意向調査<br>(事業所) |
|-----------|---|-------------|------|--------------|---------------|
| 1 さいたま市   | 大宮市<br>浦和市<br>与野市   | H13. 5. 1   | 不明   | 不明           | 不明            |
| 2 川 口 市   | 川口市<br>鳩ヶ谷市   | H23. 10. 11 | なし   | あり           | なし            |
| 3 成 田 市   | 成田市<br>下総町<br>大栄町   | H18. 3. 27  | なし   | あり           | なし            |
| 4 あきる野市   | 秋川市<br>五日市町   | H7. 9. 1    | なし   | あり           | なし            |
| 5 西 東 京 市 | 田無市<br>保谷市  | H13. 1. 21  | なし   | あり           | なし            |
| 6 新 潟 市   | 新潟市<br>白根市<br>豊栄市<br>小須戸町<br>横越町<br>亀田町<br>岩室村<br>西川町<br>味方村<br>潟東村<br>月潟村<br>中之口村<br>新津市 | H17. 3. 21  | なし   | あり           | なし            |
| 7 長 野 市   | 長野市<br>信州新町<br>中条村  | H22. 1. 1   | なし   | なし           | なし            |
| 8 豊 田 市   | 豊田市<br>藤岡町<br>小原村<br>足助町<br>下山村<br>旭町<br>稲武町  | H17. 4. 1   | なし   | あり           | なし            |
| 9 天 草 市   | 本渡市<br>牛深市<br>有明町<br>御所浦町<br>倉岳町<br>栖本町<br>新和町<br>五和町<br>天草町<br>河浦町                       | H18. 3. 27  | なし   | あり           | なし            |

※ 市町村合併に伴う住所変更等により生じる負担(各種手続き等)に対する補助金

## 6 これまで千代田区等に寄せられた意向等

### (13) 三崎町並びに猿楽町の住居表示における神田の冠称復活に関する要望書及び署名

#### 三崎町並びに猿楽町の住居表示における 神田の冠称復活に関する要望書

石川区長におかれましては、日頃より区政の発展、区民サービスの向上にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、神保町地区町会連合会12町会のうち、三崎町一丁目町会、三崎町町会、猿楽町町会の3町会地域は、昭和37年に施行された住居表示に関する法律に基づく住居表示によって愛着ある「神田」の名称を失いました。

住居表示は、明治以来使用してきた地番制度にさまざまな問題を生じてきたことから、欧米のハウスナンバー制に準拠した街区方式により、分かりやすい住居表示の制度として導入実施された、と言われていています。しかし、利便性や効率性を中心に進められた結果、当町会連合会地域に限らず、区内のいくつかの地域の住所から神田の名称や歴史ある町名が無くなりました。

とりわけ、三崎町地域に関しては新町名が別の町名になることに反対して、三崎町の名称は残りましたが、残念ながら「神田」の名称は返ってきませんでした。

その後、「神田」の冠が無くなったことにより、住民・企業がさまざまな不便、不利益を蒙っていることも事実です。

当該町会員は、長年親しんできた神田という名称に人一倍強い愛着を持ち、かねてより神田復活を強く望んでいましたが、昨年の江戸開府400年記念事業を機にその思いはさらに募り、この度、神田復活の願いをいたすことになりました。

旧町名復活には、経費面を中心に住民はもとより、企業、官公署等、社会全般にいくらかの影響を及ぼすものと予想されますが、地域の歴史あるいは文化そのものである神田の復活による住民の矜持、地域の町おこし、地域の活性化、知名度の更なる向上等々、そのメリットには図り知れないものがあります。

つきましては、神保町地区町会連合会の総意をもって3町会地域の町名に「神田」を復活させていただくようお願い申し上げます。

平成16年11月15日

千代田区長 石川雅己殿



神保町地区町会連合会会長

三崎町並びに猿楽町の住居表示における旧町名復活に関する要望  
書及び署名の提出について

1. 要望活動日時

平成16年11月15日(月)午後3時 区長応接室

\*区長要望終了後、議長に要望

2. 要望の趣旨

別添要望書(写)のとおり

3. 要望先

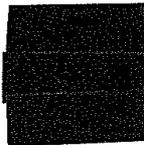
千代田区長

千代田区議会議長

4. 要望者

神保町地区町会連合会(町会連合会の総意として要望する)  
(要望活動出席者)

- ・神保町地区町会連合会会長(三崎町町会長)
- ・三崎町一丁目町会長
- ・猿楽町町会長



5. 署名

(1)収集期間 平成16年9月～10月の間

(2)署名数 1,099名(各町会の内訳)

|          |              |
|----------|--------------|
| 三崎町町会    | 523名(内企業84社) |
| 三崎町一丁目町会 | 123名(内企業2社)  |
| 猿楽町町会    | 453名(内企業15社) |

## (14) 住居表示検討懇談会 中間答申

平成 19 年 8 月 1 日

千代田区長 石川 雅己殿

千代田区住居表示検討懇談会  
座長 小西 徳應

### 千代田区の住居表示について（中間答申）

住居表示制度の実施以来 40 数年が経過し、新しい町の名称が定着するとともに郵便等宅配事情の改善や建物の所在地確認が容易になるなど住民生活の利便性は格段に向上してきました。しかしながら、一定の地域住民から「神田冠称復活」の要望書が提出されるなど、近年、歴史的な文化遺産である旧町名に対する区民の関心が高まっています。

本懇談会は、昨年 3 月、貴職から千代田区の住居表示を巡る諸課題について諮問を受け、住居表示の実施経過及び住居表示にともなう区民生活や企業活動への影響など、幅広い観点から検討を行ってまいりました。

今般、諸課題のうち神田冠称問題について当懇談会として一定の方向性をとりまとめましたので、中間答申をいたします。

#### はじめに

「住居表示に関する法律」が昭和 37 年 5 月、「合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉を増進すること」を目的として施行され、全国の自治体において住居表示が行われました。

千代田区においても、昭和 39 年 12 月の外神田地域から順次各地域で住居表示が実施されてきましたが、昭和 55 年 1 月の紀尾井町以降は行われておらず、実施率は本区の総面積の 74.05 パーセントにとどまっています。

また、この間住居表示による新しい町名が定着する一方、江戸開府 400 年を契機として、江戸以来の由緒ある町の名称の文化的な価値を見直す気運が高まり、平成 16 年 11 月には三崎町、猿楽町の「神田冠称」の復活について、地域住民多数の署名を添えて区長及び区議会議長あて要望書が提出されています。

当懇談会は、昨年 3 月、住居表示に関する諸課題に関し、千代田区長から諮問を受け、住居表示に関する課題の整理とその取り扱いについて議論を重ねてまいりました。その結果、今般、課題の一部について方向性をとりまとめたので以下のとおり答申します。

## 1 諮問事項及び諮問事項の現状と課題

### (1) 住居表示未実施地区について

本区は、区内全域を対象に住居表示を進めてきましたが、25%ほどが未実施となっており、その理由として、昭和初期と戦後に行われた区画整理により、本区の町の区域や番地が一定の整理がされていること、あるいは昭和43年から導入された郵便番号制により、区民や企業等が大きな不便を感じていないことなどにより、区も積極的に取り組んでこなかったものと考えられます。

しかし、実施地区と未実施地区が混在している現状を踏まえ、住居表示を取り巻く状況の変化を勘案しつつ、未実施地区の取り扱いについて検討する必要があります。

### (2) 旧町名の復活について

住居表示を実施した地域においては、新しい町名が定着する一方、旧町名に対する区民の関心が高まっています。千代田区の住居表示は、「千代田区住居表示整備実施基準」に基づいて、いくつかの町を統合するなど、適正な町の規模や境界を定めてきました。

旧町名を復活するには、こうして統合された町域を再び細分化する作業が生じますが、地域住民からの要望があれば具体的な取り組みに着手する必要があります。そのため、旧町名復活により生じる区民生活や企業活動における影響を十分調査、検討する必要があります。

### (3) 神田冠称の取り扱いについて

住居表示の実施にあたり、区長の諮問機関である「住居表示審議会」は、「神田〇丁目」あるいは「神田〇〇町」という町名を使わないという方針を決定しました。その結果、住居表示を実施した地域においての神田冠称使用は一切ありません。

しかし、区民は「神田」という地名に対して強い誇りと愛着を持っており、平成16年11月には三崎町、猿楽町の「神田冠称」の復活について、住民多数の署名を添えて要望書が提出されています。

「神田冠称」は、町域の変更をとまなわないため、比較的社会的影響が少なく、実施までに一定の猶予期間を設けることにより企業等のコスト負担も最小限に抑えられるものと考えられます。

### (4) 大規模再開発について

区画整理をとまなう大規模な再開発によって、道路の付け替えや拡幅等が行われ、町の形状が一変した地域が誕生しています。このような街づくりの進展の過程で生じる町の区域や町名問題について検討する必要があります。

## 2 懇談会の答申内容

当懇談会は、諮問事項全般について委員相互の意見交換や議論を行いました。その結果、(1)町域の変更がない。(2)現在の町名に神田を冠する町名変更にとどまり社会的混乱も少ないと予想される。(3)町会が主体的に署名活動を行い、多数の住民の合意が得られていることを踏まえ、三崎町及び猿楽町の神田冠称については、実施に向けて取り組むことが望ましいと答申いたします。

ただし、神田冠称については、町名変更により経費負担や実務的負担がともなう当該地域の企業の理解を得るよう、区と地域住民が協力して働きかけを行うことが肝要です。また、他の地域住民の感情に配慮しながら、進めていく必要があります。

おわりに

今回の中間答申は、地域住民から具体的な要望があり、社会的混乱が少ない「神田冠称問題」の実施に向けての取り扱い方針を示しましたが、その実現に向けては千代田区全体の問題としてとらえて進める必要があります。

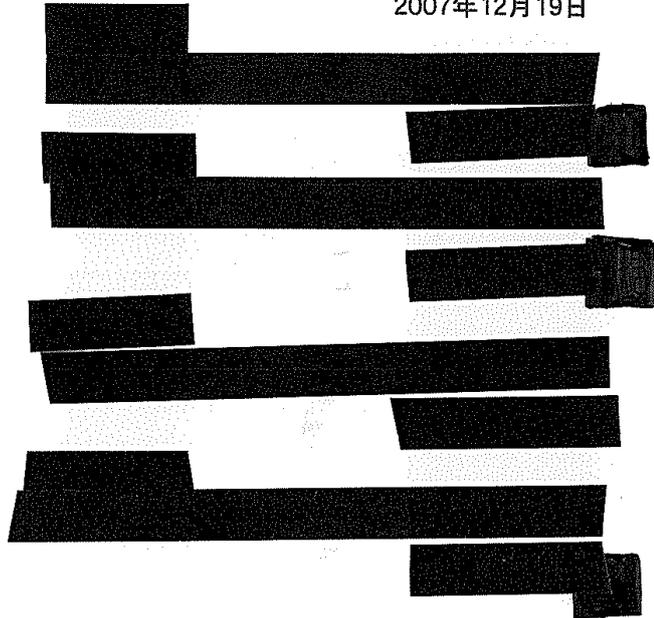
懇談会は、区が地域住民や企業と連携・協働してこの課題に取り組み、神田冠称復活が実現されることを願ってやみません。

なお、その他の課題については、地域住民の意向把握、社会的影響、他自治体の動向等の情報収集を行いつつ、引き続き検討してまいります。

(15) 「住所変更したくない」人の署名

千代田区区民生活部  
区民商工課地域振興係  
御中

2007年12月19日



「住所変更したくない」人の署名の件

別紙の通り、住所変更したくない方々から、頂いた署名を持参しましたので、どうぞ宜しくお計らい頂きますようお願い致します。

なお、本日現在、「住所変更したくない」方の署名集計数は、

|       |       |   |               |
|-------|-------|---|---------------|
| 猿楽町…… | 980 名 | } | 1,481名になりました。 |
| 三崎町…… | 492 名 |   |               |
| 神保町…… | 4 名   |   |               |
| 西神田…… | 2 名   |   |               |
| その他…… | 3 名   |   |               |

(以上)

三崎町・猿楽町の神田冠称に関する  
住民意向調査  
報告書

平成 24 年 3 月

千代田区

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

三崎町・猿楽町に居住する20歳以上の者に対し、神田冠称に関する地域の住民の意向を量的に把握するための調査を行うものとする。

### 2 調査の方法

- (1) 調査地域 千代田区三崎町・猿楽町
- (2) 調査対象 三崎町・猿楽町に居住する20歳以上の者
- (3) 対象者数 1,378人
- (4) 調査方法 郵送法（郵送配布－郵送回収）
- (5) 調査時期 平成24年2月15日（水）～2月27日（月）
- (6) 調査機関 株式会社エスピー研

### 3 回収結果

|    | 対象者   | 有効回収数 | 回収率(%) |
|----|-------|-------|--------|
| 合計 | 1,378 | 715   | 51.9   |

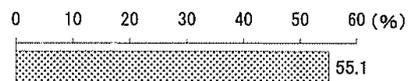
### 4 報告書の見方

- ①この報告書の設問および図表中のnとは、設問に対する回答者数で、比率算出の基数を示す。
- ②回答の比率(%)はnを基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までを示した。したがって、合計が100%にならない場合がある。
- ③本文中で、百分率の比較をする際には、ポイントと表記している。

## 5 回答者の属性

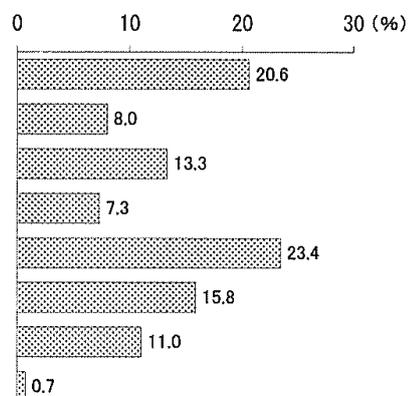
### (1) 居住地区

|       | 基数  | 構成比   |
|-------|-----|-------|
| 1 三崎町 | 394 | 55.1% |
| 2 猿楽町 | 321 | 44.9  |
| 合 計   | 715 | 100.0 |



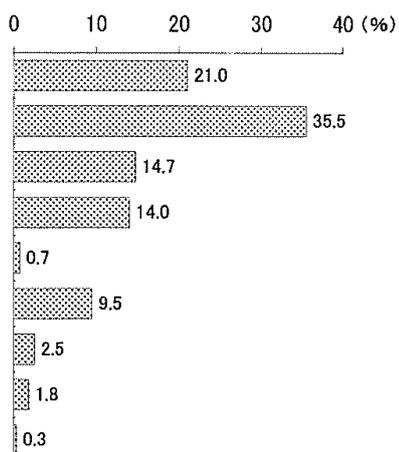
### (2) 居住年数

|             | 基数  | 構成比   |
|-------------|-----|-------|
| 1 5年未満      | 147 | 20.6% |
| 2 5～9年      | 57  | 8.0   |
| 3 10～19年    | 95  | 13.3  |
| 4 20～29年    | 52  | 7.3   |
| 5 30年以上     | 167 | 23.4  |
| 6 生まれてからずっと | 113 | 15.8  |
| 7 代々        | 79  | 11.0  |
| (無 回 答)     | 5   | 0.7   |
| 合 計         | 715 | 100.0 |



### (3) 住居形態

|                               | 基数  | 構成比   |
|-------------------------------|-----|-------|
| 1 一戸建ての持ち家                    | 150 | 21.0% |
| 2 持家<br>ビル内の自宅                | 254 | 35.5  |
| 3 分譲マンション                     | 105 | 14.7  |
| 4 賃貸マンション                     | 100 | 14.0  |
| 5 借家<br>民間アパート                | 5   | 0.7   |
| 6 都市再生機構(旧公団)・公社・都営・区営などの公共住宅 | 68  | 9.5   |
| 7 社宅・社員寮                      | 18  | 2.5   |
| 8 その他                         | 13  | 1.8   |
| (無 回 答)                       | 2   | 0.3   |
| 合 計                           | 715 | 100.0 |



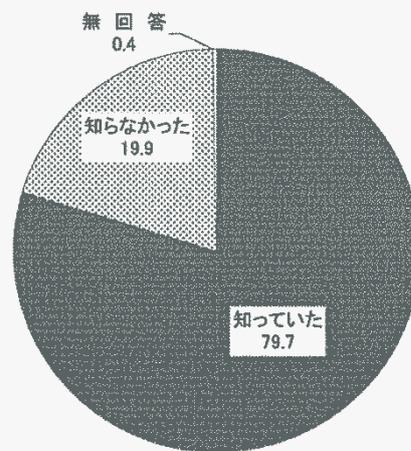
## Ⅱ 調査の結果

### (1) 神田冠称の認知度

◇「知っていた」が約8割

問1 神田冠称について、知っていましたか。(〇は1つだけ)

図表 1-1-1 神田冠称の認知度



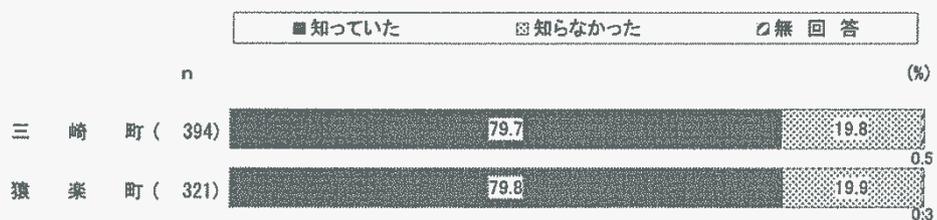
n = 715

(%)

神田冠称について、知っていたかを聞いたところ、「知っていた」(79.7%)が約8割、「知らなかった」(19.9%)は約2割となっている。(図表1-1-1)

居住地区別でみると、違いはみられない。(図表1-1-2)

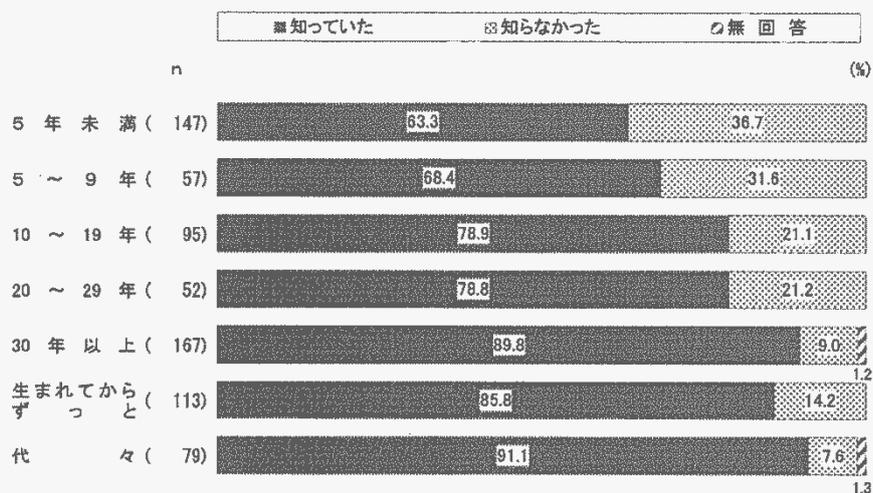
図表 1-1-2 神田冠称の認知度-居住地区別



居住年数別で見ると、おおむね居住年数が長いほど認知度は高く、「知っていた」は“代々” (91.1%) で9割を超え、“30年以上” (89.8%) で約9割と高くなっている。

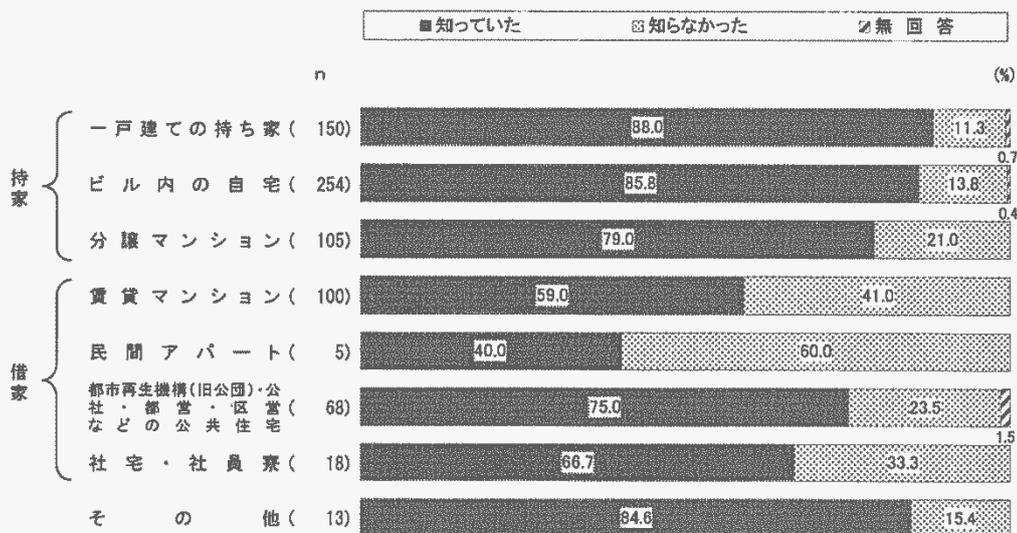
(図表1-1-3)

図表1-1-3 神田冠称の認知度—居住年数別



住居形態別で見ると、「知っていた」は“一戸建ての持ち家” (88.0%) と“ビル内の自宅” (85.8%) で8割台と高くなっている。一方、“賃貸マンション” (59.0%) は約6割となっており、『借家』よりも『持家』の方が高くなっている。(図表1-1-4)

図表1-1-4 神田冠称の認知度—住居形態別

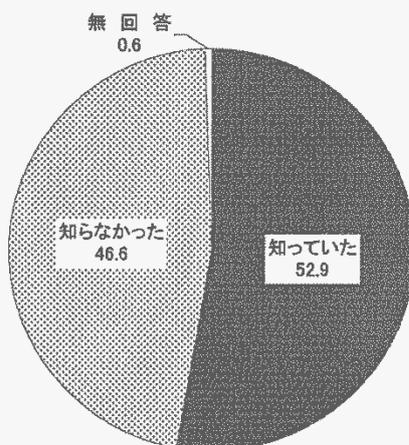


(2) 神田冠称を実施した場合に必要な届出や手続きの認知度

◇「知っていた」が5割を超える

問2 神田冠称を実施した場合、それに伴って届出など手続きが必要になるものがあります。このことについて、ご存知でしたか。(○は1つだけ)

図表1-2-1 神田冠称を実施した場合に必要な届出や手続きの認知度



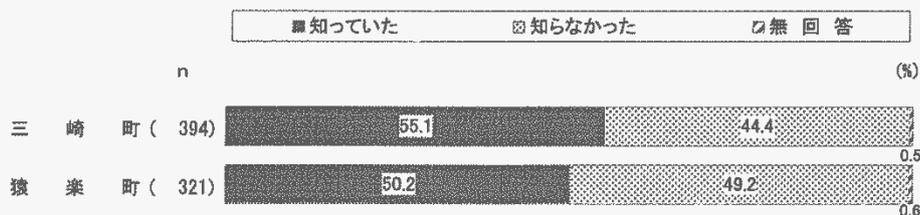
n = 715

(%)

神田冠称を実施した場合に必要な届出や手続きについて、知っていたかを聞いたところ、「知っていた」(52.9%)が5割を超え、「知らなかった」(46.6%)は5割近くとなっている。(図表1-2-1)

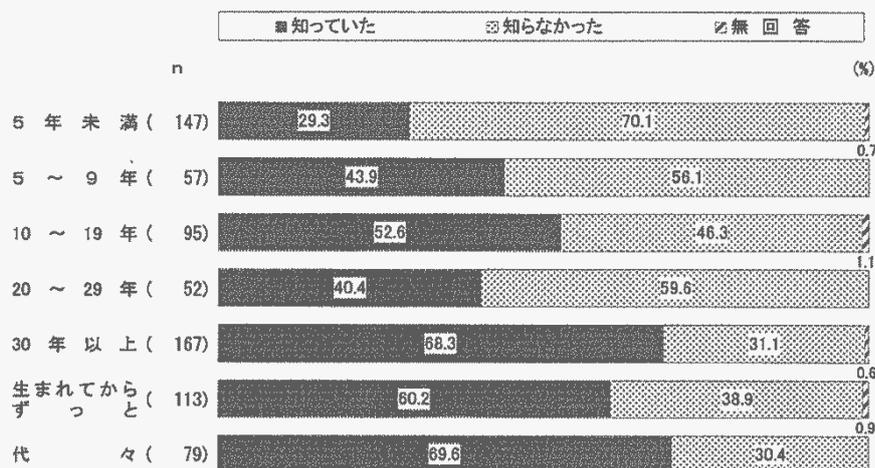
居住地区別でみると、「知っていた」は“三崎町”(55.1%)が“猿楽町”(50.2%)よりも4.9ポイント高くなっている。(図表1-2-2)

図表1-2-2 神田冠称を実施した場合に必要な届出や手続きの認知度—居住地区別



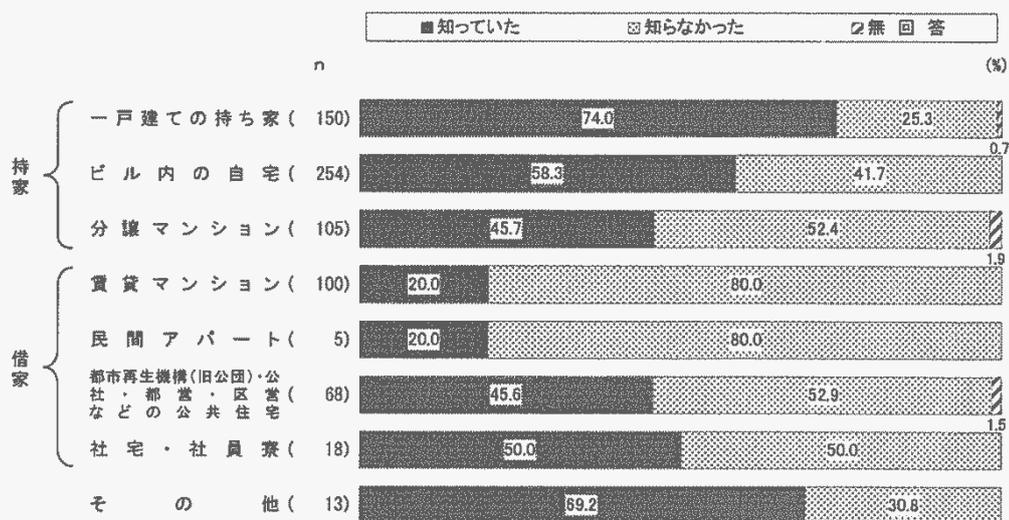
居住年数別でみると、「知っていた」は“代々”（69.6%）で約7割、“30年以上”（68.3%）で7割近くと高くなっている。（図表1-2-3）

図表1-2-3 神田冠称を実施した場合に必要な届け出や手続きの認知度—居住年数別



住居形態別でみると、「知っていた」は“一戸建ての持ち家”（74.0%）で7割半ばと特に高く、“ビル内の自宅”（58.3%）でも6割近くと高くなっている一方、“賃貸マンション”（20.0%）は2割となっている。（図表1-2-4）

図表1-2-4 神田冠称を実施した場合に必要な届け出や手続きの認知度—住居形態別

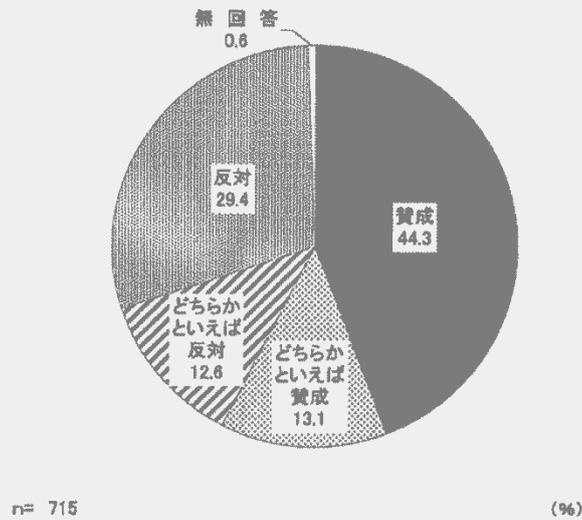


(3) 神田冠称の実施についての意見

◇『賛成』が6割近く

問3 神田冠称が実施される際には、2年程度の猶予期間をおいて実施されることとなりますが、神田冠称の実施について、あなたはどのようなご意見をお持ちですか。  
(〇は1つだけ)

図表1-3-1 神田冠称の実施についての意見



神田冠称の実施についての意見を聞いたところ、「賛成」(44.3%)が4割半ばで、これに「どちらかといえば賛成」(13.1%)を合わせた『賛成』(57.4%)は6割近くとなっている。一方、「反対」(29.4%)が約3割で、これに「どちらかといえば反対」(12.6%)を合わせた『反対』(42.0%)は4割を超えている。(図表1-3-1)

居住地区別でみると、『賛成』は“三崎町”(61.7%)が“猿楽町”(52.3%)よりも9.4ポイント高くなっている。(図表1-3-2)

図表1-3-2 神田冠称の実施についての意見—居住地区別



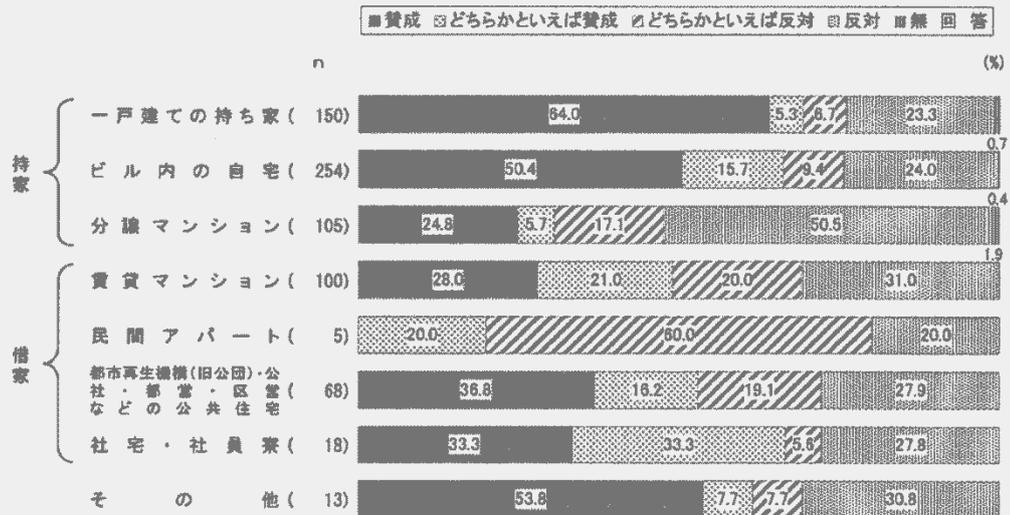
居住年数別でみると、『賛成』は“生まれてからずっと”(72.6%)と“代々”(72.1%)で7割を超えて高く、おおむね居住年数が長いほど高くなっている。一方、『反対』は“5年未満”(59.9%)で約6割、“10～19年”(55.8%)で5割半ばと高くなっている。(図表1-3-3)

図表1-3-3 神田冠称の実施についての意見—居住年数別



住居形態別でみると、『賛成』は“一戸建ての持ち家”(69.3%)で約7割、“社宅・社員寮”(66.6%)と“ビル内の自宅”(66.1%)で6割台と高くなっている。一方、『反対』は“分譲マンション”(67.6%)で7割近くと高くなっている。(図表1-3-4)

図表1-3-4 神田冠称の実施についての意見—住居形態別



### Ⅲ 集計表

問1 神田冠称について、知っていましたか。(○は1つだけ)

上段：件数  
下段：%

|                                 | 全<br>体       | 知<br>っ<br>て<br>い<br>た | 知<br>ら<br>な<br>か<br>っ<br>た | 無<br>回<br>答 |
|---------------------------------|--------------|-----------------------|----------------------------|-------------|
| 全 体                             | 715<br>100.0 | 570<br>79.7           | 142<br>19.9                | 3<br>0.4    |
| 【地区別】                           |              |                       |                            |             |
| 三崎町                             | 394<br>100.0 | 314<br>79.7           | 78<br>19.8                 | 2<br>0.5    |
| 猿樂町                             | 321<br>100.0 | 256<br>79.8           | 64<br>19.9                 | 1<br>0.3    |
| 【居住年数別】                         |              |                       |                            |             |
| 5年未満                            | 147<br>100.0 | 93<br>63.3            | 54<br>36.7                 | -<br>-      |
| 5～9年                            | 57<br>100.0  | 39<br>68.4            | 18<br>31.6                 | -<br>-      |
| 10～19年                          | 95<br>100.0  | 75<br>78.9            | 20<br>21.1                 | -<br>-      |
| 20～29年                          | 52<br>100.0  | 41<br>78.8            | 11<br>21.2                 | -<br>-      |
| 30年以上                           | 167<br>100.0 | 150<br>89.8           | 15<br>9.0                  | 2<br>1.2    |
| 生まれてからずっと                       | 113<br>100.0 | 97<br>85.8            | 16<br>14.2                 | -<br>-      |
| 代々                              | 79<br>100.0  | 72<br>91.1            | 6<br>7.6                   | 1<br>1.3    |
| 【住居形態別】                         |              |                       |                            |             |
| 一戸建ての持ち家                        | 150<br>100.0 | 132<br>88.0           | 17<br>11.3                 | 1<br>0.7    |
| ビル内の自宅                          | 254<br>100.0 | 218<br>85.8           | 35<br>13.8                 | 1<br>0.4    |
| 分譲マンション                         | 105<br>100.0 | 83<br>79.0            | 22<br>21.0                 | -<br>-      |
| 賃貸マンション                         | 100<br>100.0 | 59<br>59.0            | 41<br>41.0                 | -<br>-      |
| 民間アパート                          | 5<br>100.0   | 2<br>40.0             | 3<br>60.0                  | -<br>-      |
| 都市再生機構(旧公団)・公社<br>・都営・区営などの公共住宅 | 68<br>100.0  | 51<br>75.0            | 16<br>23.5                 | 1<br>1.5    |
| 社宅・社員寮                          | 18<br>100.0  | 12<br>66.7            | 6<br>33.3                  | -<br>-      |
| その他                             | 13<br>100.0  | 11<br>84.6            | 2<br>15.4                  | -<br>-      |

問2 神田冠称を実施した場合、それに伴って届け出など手続きが必要になるものがあります。  
このことについて、ご存知でしたか。(〇は1つだけ)

上段：件数  
下段：%

|                                 | 全<br>体       | 知<br>っ<br>て<br>い<br>た | 知<br>ら<br>な<br>か<br>つ<br>た | 無<br>回<br>答 |
|---------------------------------|--------------|-----------------------|----------------------------|-------------|
| 全 体                             | 715<br>100.0 | 378<br>52.9           | 333<br>46.6                | 4<br>0.6    |
| 【地区別】                           |              |                       |                            |             |
| 三崎町                             | 394<br>100.0 | 217<br>55.1           | 175<br>44.4                | 2<br>0.5    |
| 猿楽町                             | 321<br>100.0 | 161<br>50.2           | 158<br>49.2                | 2<br>0.6    |
| 【居住年数別】                         |              |                       |                            |             |
| 5年未満                            | 147<br>100.0 | 43<br>29.3            | 103<br>70.1                | 1<br>0.7    |
| 5～9年                            | 57<br>100.0  | 25<br>43.9            | 32<br>56.1                 | -<br>-      |
| 10～19年                          | 95<br>100.0  | 50<br>52.6            | 44<br>46.3                 | 1<br>1.1    |
| 20～29年                          | 52<br>100.0  | 21<br>40.4            | 31<br>59.6                 | -<br>-      |
| 30年以上                           | 167<br>100.0 | 114<br>68.3           | 52<br>31.1                 | 1<br>0.6    |
| 生まれてからずっと                       | 113<br>100.0 | 68<br>60.2            | 44<br>38.9                 | 1<br>0.9    |
| 代々                              | 79<br>100.0  | 55<br>69.6            | 24<br>30.4                 | -<br>-      |
| 【住居形態別】                         |              |                       |                            |             |
| 一戸建ての持ち家                        | 150<br>100.0 | 111<br>74.0           | 38<br>25.3                 | 1<br>0.7    |
| ビル内の自宅                          | 254<br>100.0 | 148<br>58.3           | 106<br>41.7                | -<br>-      |
| 分譲マンション                         | 105<br>100.0 | 48<br>45.7            | 55<br>52.4                 | 2<br>1.9    |
| 賃貸マンション                         | 100<br>100.0 | 20<br>20.0            | 80<br>80.0                 | -<br>-      |
| 民間アパート                          | 5<br>100.0   | 1<br>20.0             | 4<br>80.0                  | -<br>-      |
| 都市再生機構（旧公団）・公社<br>・都営・区営などの公共住宅 | 68<br>100.0  | 31<br>45.6            | 36<br>52.9                 | 1<br>1.5    |
| 社宅・社員寮                          | 18<br>100.0  | 9<br>50.0             | 9<br>50.0                  | -<br>-      |
| その他                             | 13<br>100.0  | 9<br>69.2             | 4<br>30.8                  | -<br>-      |

問3 神田冠称が実施される際には、2年程度の猶予期間において実施されることとなりますが、  
 神田冠称の実施について、あなたはどのようなご意見をお持ちですか。(○は1つだけ)

上段：件数  
 下段：%

|                                 | 全<br>体       | 賛<br>成      | ど<br>ち<br>ら<br>か<br>と<br>い<br>え<br>ば<br>賛<br>成 | ど<br>ち<br>ら<br>か<br>と<br>い<br>え<br>ば<br>反<br>対 | 反<br>対      | 無<br>回<br>答 |
|---------------------------------|--------------|-------------|--|--|-------------|-------------|
| 全 体                             | 715<br>100.0 | 317<br>44.3 | 94<br>13.1                                     | 90<br>12.6                                     | 210<br>29.4 | 4<br>0.6    |
| 【地区別】                           |              |             |  |  |             |             |
| 三崎町                             | 394<br>100.0 | 187<br>47.5 | 56<br>14.2                                     | 45<br>11.4                                     | 105<br>26.6 | 1<br>0.3    |
| 猿楽町                             | 321<br>100.0 | 130<br>40.5 | 38<br>11.8                                     | 45<br>14.0                                     | 105<br>32.7 | 3<br>0.9    |
| 【居住年数別】                         |              |             |  |  |             |             |
| 5年未満                            | 147<br>100.0 | 37<br>25.2  | 21<br>14.3                                     | 30<br>20.4                                     | 58<br>39.5  | 1<br>0.7    |
| 5～9年                            | 57<br>100.0  | 15<br>26.3  | 13<br>22.8                                     | 7<br>12.3                                      | 22<br>38.6  | -           |
| 10～19年                          | 95<br>100.0  | 31<br>32.6  | 11<br>11.6                                     | 17<br>17.9                                     | 36<br>37.9  | -           |
| 20～29年                          | 52<br>100.0  | 25<br>48.1  | 8<br>15.4                                      | 6<br>11.5                                      | 13<br>25    | -           |
| 30年以上                           | 167<br>100.0 | 78<br>46.7  | 28<br>16.8                                     | 14<br>8.4                                      | 45<br>26.9  | 2<br>1.2    |
| 生まれてからずっと                       | 113<br>100.0 | 74<br>65.5  | 8<br>7.1                                       | 9<br>8.0                                       | 21<br>18.6  | 1<br>0.9    |
| 代々                              | 79<br>100.0  | 52<br>65.8  | 5<br>6.3                                       | 7<br>8.9                                       | 15<br>19    | -           |
| 【住居形態別】                         |              |             |  |  |             |             |
| 一戸建ての持ち家                        | 150<br>100.0 | 96<br>64.0  | 8<br>5.3                                       | 10<br>6.7                                      | 35<br>23.3  | 1<br>0.7    |
| ビル内の自宅                          | 254<br>100.0 | 128<br>50.4 | 40<br>15.7                                     | 24<br>9.4                                      | 61<br>24    | 1<br>0.4    |
| 分譲マンション                         | 105<br>100.0 | 26<br>24.8  | 6<br>5.7                                       | 18<br>17.1                                     | 53<br>50.5  | 2<br>1.9    |
| 賃貸マンション                         | 100<br>100.0 | 28<br>28.0  | 21<br>21.0                                     | 20<br>20.0                                     | 31<br>31    | -           |
| 民間アパート                          | 5<br>100.0   | -           | 1<br>20.0                                      | 3<br>60.0                                      | 1<br>20     | -           |
| 都市再生機構(旧公団)・公社<br>・都営・区営などの公共住宅 | 68<br>100.0  | 25<br>36.8  | 11<br>16.2                                     | 13<br>19.1                                     | 19<br>27.9  | -           |
| 社宅・社員寮                          | 18<br>100.0  | 6<br>33.3   | 6<br>33.3                                      | 1<br>5.6                                       | 5<br>27.8   | -           |
| その他                             | 13<br>100.0  | 7<br>53.8   | 1<br>7.7                                       | 1<br>7.7                                       | 4<br>30.8   | -           |

(17) 三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情

陳情書

平成25年4月30日

千代田区議会議長  
小林 やすお殿

件名

三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情

陳情者 千

住所

電話

氏名

代表

[Redacted]

「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会

[Redacted]

印(他 523 名)



趣旨

区議会の皆さまにおかれましては、日頃より公平公正な区政運営のためにご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一部住民から三崎町並びに猿楽町の住居表示に神田冠称を復活させる要望が出ていることは既にご案内のことと思います。区はこのことに関し、平成24年2月、三崎町・猿楽町に居住する20歳以上の区民を対象に意向調査を実施しました。

この調査内容及び調査結果には、次のような問題点があります。

(1) 街は自然人だけではなく法人も含めた多様な者によって構成され、活気や賑わいが創出されているにも関わらず、意向調査は在住区民(自然人)だけを対象に実施された。

(2) 意向調査の回収率は、僅か51.9%であり、48.1%の方は回答していない。区は議会で「未回答の方は中間的な意見を持つ



者（ニュートラル）と考えている。」と答弁しているが、回答者は居住年数20年以上の者が57.5%と多数を占める一方、居住年数20年未満の者の神田冠称実施への賛成割合は居住年数20年以上の者と比較し低迷していることを勘案すると、未回答者の中には反対意見を持つ者が相当数いることが推定される。

(3) 町名（住所）は、そこに暮らし商う自然人や法人にとって、自身を特定する重要な要件であり、万一変更された場合には、様々な影響が生じる。区は「町名変更による区民・事業所への影響」というチラシで、町名変更で一般的に必要な手続きを示し、意向調査の中では「神田冠称を実施した場合に必要な届出や手続きの認知度」のみを尋ねているが、町名が変更された場合の経済的負担や社会的影響は甚大であり、より詳細な分析と周知が必要である。

・ よって、我々は三崎町並びに猿楽町への神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応を求めます。また、万一復活を検討する場合には、より広範で精緻な意向調査を再度実施することを求めます。以上、議会におかれましては我々の思いが実現されますようご助力いただきたくここに陳情いたします。

(18) 「神田冠称復活」の早期実現を求める要望書

「神田冠称復活」の早期実現を求める要望書

石川区長におかれては、日頃より街づくり、区民福祉の充実などにご尽力をいただき、謝意を表する幸いです。

この度、2020年オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定しました。誠に喜ばしいことで、あらゆる分野に良い影響がもたらされることが期待されます。

さて、三崎町一丁目町会、三崎町町会、猿楽町町会を含む神保町地区町会連合会は、平成16年11月5日、吉川良昭会長名で「三崎町並びに猿楽町の住居表示における神田冠称復活に関する要望書」を区長に提出いたしました。(資料1)

これを受けて区は「住居表示検討懇談会」を設置しました。その結果、神田冠称については「実施に向けて取り組むことが望ましい」との中間答申が区長に提出されました。

この間、三崎町町会と猿楽町町会は平成19年6月、町会名に神田を冠する町会名の変更を行いました。

平成19年10月、三町会は町会町名で「町名変更にご理解、ご協力をお願いします～神田冠称の復活について～」という



理解促進のチラシを町会加入、未加入を問わず、住民、企業に配布しました。(資料2) このような流れの中で同年12月「知らなかった」とする方々から「住所変更反対の署名」が区民商工課に提出されました。そのため三町会は平成20年6月、さらにご理解、ご協力をお願いするチラシを配布したところです。(資料3) 以降、三町会役員と反対の方々の話し合いが数回にわたって行われましたが、議論は平行線のまま今日に至っています。

神田冠称に反対の理由は、主に、町名に神田がつくとマンションの資産価値が下がる、下町の印象が嫌だ、経費負担がかかり手続きが煩わしいということです。私たちにとってこれら反対の意見は残念ですが、行政で解決できる課題でもあると考えます。この間、区議会においても真摯に議論を頂いていることも伺っています。

「飲みねえ飲みねえ すし食いねえ 江戸っ子だつてねえ 神田の生まれよ」浪曲で有名な一節です。皇居を抱え政治、経済の中心地で「教育と文化のまち千代田」に私たちは誇りを持つと共に、自分たちの住む町に愛着を感じていま

す。まちは変遷もしておりそれぞれ独自に息づいてもいます。合理性だけでは片付けられない特色、風土があります。

私たちは、祭事や催し事などを通して先人たちからの意志を引き継ぎ、歴史や伝統を大事にし、まちの活性化に努めています。

また、「神田」は私たちにとって価値あるブランド名ですし、冠称の実現によって、まちに元気が出るものと確信します。あれから9年、当時の署名活動に携わった方々の中には、鬼籍に入った方々が多くおられます。私たちはもう待ちきれません。

区長におかれましては、神田冠称にかかる条例議案を一刻も早く議会に提案していただきますよう、切にお願い申し上げます。

平成 25 年 10 月 17 日

千代田区長 石川 雅巳 殿

## 三崎町並びに猿楽町の住居表示における <sup><資料1></sup> 神田の冠称復活に関する要望書

石川区長におかれましては、日頃より区政の発展、区民サービスの向上にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、神保町地区町会連合会12町会のうち、三崎町一丁目町会、三崎町町会、猿楽町町会の3町会地域は、昭和37年に施行された住居表示に関する法律に基づく住居表示によって愛着ある「神田」の名称を失いました。

住居表示は、明治以来使用してきた地番制度にさまざまな問題を生じてきたことから、欧米のハウナンバー制に準拠した街区方式により、分かりやすい住居表示の制度として導入実施された、と言われていています。しかし、利便性や効率性を中心に進められた結果、当町会連合会地域に限らず、区内のいくつかの地域の住所から神田の名称や歴史ある町名が無くなりました。

とりわけ、三崎町地域に関しては新町名が別の町名になることに反対して、三崎町の名称は残りましたが、残念ながら「神田」の名称は返ってきませんでした。

その後、「神田」の冠が無くなったことにより、住民・企業がさまざまな不便、不利益を蒙っていることも事実です。

当該町会員は、長年親しんできた神田という名称に人一倍強い愛着を持ち、かねてより神田復活を強く望んでいましたが、昨年の江戸開府400年記念事業を機にその思いはさらに募り、この度、神田復活のお願いをいたすことになりました。

旧町名復活には、経費面を中心に住民はもとより、企業、官公署等、社会全般にいくらかの影響を及ぼすものと予想されますが、地域の歴史あるいは文化そのものである神田の復活による住民の矜持、地域の町おこし、地域の活性化、知名度の更なる向上等々、そのメリットには図り知れないものがあります。

つきましては、神保町地区町会連合会の総意をもって3町会地域の町名に「神田」を復活させていただきようお願い申し上げます。

平成16年11月15日

千代田区長 石川雅己殿



神保町地区町会連合会会長

三崎町・猿楽町の住民、事業所の皆さまへ

〈資料2〉

町名変更にご理解、ご協力をお願いします。

～神田冠称の復活について～

千代田区は、昭和37年施行の「住居表示に関する法律」を受け、昭和42年に神田三崎町は三崎町に、昭和44年に神田猿楽町は猿楽町に、それぞれ住居表示による町名変更をおこないました。

当該3町会の区域においては、住居表示により「神田」の名称を失うこととなりましたが、私たち住民は、長年親しんできた「神田」という名称に人一倍強い愛着を持ち続けてきました。その後、江戸開府400年記念事業を契機にその思いがさらに強まり、三崎町町会、同一丁目町会並びに猿楽町町会は、地域の住民や事業所に対し署名活動を行ない、平成16年11月、区と区議会に対し、神保町地区町会連合会会長名で1,099名の署名をもって「三崎町並びに猿楽町の住居表示における神田の冠称復活に関する要望書」を提出しました。さらに、三崎町町会と猿楽町町会においては、町会名に神田を冠称する町会名の変更をおこないました。

この要望書を受けて、区は、神田冠称を含め住居表示をめぐるさまざまな課題を検討するため、平成18年3月に学識経験者や区民代表、区内企業代表を構成員とする住居表示検討懇談会を設置し、住居表示に関する課題解決に向けて検討を進めてきました。その結果、本年8月に三崎町および猿楽町の神田冠称については、実施に向けて取り組むことが望ましいとの中間答申が住居表示検討懇談会から区長に提出されました。

神田冠称の復活は、地域の歴史や文化を振り返るきっかけとなり、町への愛着や誇りを取り戻すことへとつながります。また、「神田」という価値ある地名を冠することで、三崎町および猿楽町の知名度の向上が期待され、地域のまちおこし、活性化に大いに貢献できるものと思われまます。

この地域にお住まいの方々やここで事業を営まれる皆さまにおかれましては、裏面にあるような負担も生じますが、神田冠称へのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、実施までのスケジュールは、地域住民や企業の合意形成と平行して住居表示審議会への諮問・答申、区議会の議決後、一定の周知期間を設けて実施となる予定です。今後、区では住民や事業所の皆様のご意見をお伺いするため、説明会等の開催を予定しておりますので、その節はぜひご参加ください。

平成19年10月

神田三崎町町会長  
三崎町一丁目町会長  
神田猿楽町町会長



三崎町・猿楽町の住民、事業所の皆様へ

〈資料3〉

## 神田冠称復活にご理解、ご協力をお願いします。(第2号)

～三崎町、猿楽町から神田三崎町、神田猿楽町へ～

平素は、町会活動にご支援、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、昨年10月に町会長名で三崎町ならびに猿楽町の町名に神田を冠する町名変更のチラシを配布させていただき、さまざまな反響がございましたので、その概要をご報告するとともに、改めて神田冠称復活へのご協力をお願い申し上げます。

神田冠称(町名変更)に関する区役所への問合せやご意見などについては、45件あり、半数以上は、実施時期の確認でした。また、神田の冠称によってマンションの資産価値が下がるとのご指摘がありましたが、反対するご意見として、その理由のほとんどは経費負担や手続きの煩わしさというものでした。

わたしたち町会といたしましては、住民・企業の負担をなるべく軽減し、神田冠称復活を進めていきたいと考えております。そこで、神田冠称の復活にあたっては、区役所が決定後、企業が保有している印刷物等の在庫整理に必要な、一定の猶予期間を設けた後に実施してほしいと区役所に要望しており、区役所もこうした要望に理解を示しているところでございます。

また、神田冠称に伴う住民生活や企業活動における手続きのほとんどは、区役所が自動的に修正したり、区役所から各官公庁への連絡で、処理されることとなっており、煩わしさはほとんどないと思われま

す。今後も神田冠称復活に関する情報提供に努めていくとともに、2年後の実施を目標にご意見をお伺いしながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

＜神田冠称の復活＞ 三崎町、猿楽町の地域は、江戸時代に武家地として利用され、明治5年にそれぞれの町名が誕生しました。明治11年に神田区に所属することとなり、このときから神田を冠称することとなりました。昭和22年の神田区と麴町区の合併により、町名を神田三崎町、神田猿楽町と改称しましたが、昭和40年代の住居表示実施により、愛着のある神田という名称を失うこととなりました。以来、約40年が経過しましたが、地域の歴史や文化そのものである神田冠称の復活をこの地の多くの住民が希望しています。

平成20年5月

神田三崎町町会長  
三崎町一丁目町会長  
神田猿楽町町会長



＜住居表示に関するご意見・問合せ先＞  
千代田区区民生活部区民商工課地域振興係  
電話 03-5211-4180 (直通)  
FAX 03-3264-7989  
e-mail kuminshoukou@city.chiyoda.lg.jp

三崎町一丁目町会長

[Redacted]

神田三崎町会長

[Redacted]

神田猿楽町会長

[Redacted]

「神田冠称復活」早期実現を求める要望書に賛同いたします。

神保町一丁目町会長

[Redacted]

神保町一丁目北部町会長

[Redacted]

神西町会長

[Redacted]

北神町会長

[Redacted]

神保町三丁目町会長

[Redacted]

西神田町会長

[Redacted]

西神田三丁目町会長

[Redacted]

一神町会長

[Redacted]

駿河台西町会長

[Redacted]

(19) 「猿楽町・三崎町」の神田冠称復活反対に付いて新たにアンケートを求める要望書

要 望 書

千代田区長  
石川雅己 殿

平成26年1月29日

件名

「猿楽町・三崎町」の神田冠称復活反対に付いて新たにアンケートを求める

提出者氏名

「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会  
代表

〒

住所

電話



平成25年12月17日の、千代田区役所主催の「住居表示審議会」の会場で、猿楽町、三崎町についての神田冠称の審査が行われましたが、これは平成24年2月に行われた千代田区猿楽町並びに三崎町の、20才以上の居住者だけを対象としたアンケートをもとに審議されました。

しかし、このアンケートにつきましては、すでに時期も古いことと、調査対象者が偏っていること、さらに調査対象者の年齢も、20才以上の住民として行われております。そのため、これだけでは、アンケートとして不十分ではないかと考えております。

我々「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会に所属するメンバーは、住民や地域の将来のことも考えると、

- (1) 調査対象は、千代田区猿楽町・三崎町に事務所を構える、事業所全部を含めたものとする
- (2) また調査対象の住民も20才以上だけでなく、将来のことを考えると18才以上を対象に入れるなどを考慮する
- (3) さらに調査報告を回答したことで、以後二次的被害を避ける為にも、全て無記名で、アンケート調査を再度する

(1) - (3) 全て行って頂くことが、地域住民引いては地域の民意を反映するものと考えております。

つきましては「猿楽町・三崎町」居住者並びに企業全部を無記名で、アンケート調査を、改めて実施していただきますよう要望書を提出致しますので、お聞き届け頂きますようお願いいたします。

(20) 千代田区として「猿楽町・三崎町」の町名にかかわる歴史の調査をして  
議論頂きたい旨の要望書

要 望 書

千代田区長  
石川 雅己 殿

平成 26 年 3 月 13 日

件名

千代田区として「猿楽町・三崎町」の町名にかかわる  
歴史の調査をして議論頂きたい旨の要望書

提出者氏名

「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会

代表

〒

住所

趣旨

電話

私たちの調査によりますと「千代田区猿楽町」も「千代田区三崎町」の町名について、過去をさかのぼり歴史的にみても、どこの文献をあたって、専門家の調査においても、町名に「神田」とは、ついておりませんでした。

神田区が外れた時に、猿楽町は、一時期たった22年間だけ神田がついただけで、「猿楽町」のままの表記だった時期は、総トータルとして、120年間にのぼります。

また、三崎町の場合も、神田が付いた時期はたった20年間で「三崎町」のままの表記だった時期の総トータルは、122年間この表記です。

つきましては、「猿楽町」「三崎町」の町名由来の事実調査をして頂き、歴史的な確認をし、ご議論を賜りますようお願い致します。（以上）



(21) 千代田区として「猿楽町・三崎町」住民と企業を含む神田冠称反対賛成のアンケート調査を希望する要望書

要 望 書

千代田区長  
石川雅己殿

平成26年3月13日

件名

千代田区として「猿楽町・三崎町」住民と企業を含む  
神田冠称反対賛成のアンケート調査を希望する要望書

提出者氏名

「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会

代表

〒

住所

趣旨

電話

平成26年2月6日に「住居表示審議会」会場において、神田冠称について審議会委員の発言の大半が自分たちでは答え等出せないから区（区長）の判断に任せたいとの回答でした。

我々、「猿楽町・三崎町」町名変更反対の会としては、現在の状況下で区（区長）の判断をされる前に、1月29日に要望書を提出した通り、住民だけでなく企業も含んだアンケートを区として取るように、再度要望致します。

千代田区は、「防災」や「町づくり」などには「企業」や、「在勤者」の協力を仰ぎながら、猿楽町・三崎町で事業をしている「企業」の所在地に関わる住所表示の件については、全くアンケートに参加させないというのでは、あまりにも不平等な扱いで、この判断は大変おかしいと思います。

さらに、平成24年に区が行った当時の調査でも、住民の賛否の数が拮抗しており、この僅差の数字で、これを基に判断を仰ぎ、どちらかに回答を出すのは、無理があり、当然出来ないはずだと考えます。

従って、公明正大に猿楽町、三崎町の18才以上の住民並びに企業、在勤者全てを網羅したアンケートを取り直し、町名変更の判断基準の一つにすべきだと考えますので、お聞き届け賜りますようお願い致します。

(以上)

26.3.17

## 7 町名変更に関する手続きについて（主なもの）

平成 25 年 11 月 25 日時点での状況

### ア 住民票や戸籍等に関すること

| 項目                    | 手続きの有無 | 費用 | 期限 | 必要書類                           |
|-----------------------|--------|----|----|--------------------------------|
| 1. 戸籍                 | —      | —  | —  | 区が自動的に修正を行う。                   |
| 2. 住民票                | —      | —  | —  | 区が自動的に修正を行う。                   |
| 3. 顔写真付き<br>住民基本台帳カード | ○      | ¥0 | —  | 《必要書類》<br>・住民基本台帳カード           |
| 4. 顔写真なし<br>住民基本台帳カード | —      | —  | —  | カードに住所の記載がないため手続き不要。           |
| 5. 公的個人認証             | —      | —  | —  | 軽微な修正に当たるため手続き不要。              |
| 6. 印鑑登録証              | —      | —  | —  | 区が自動的に修正を行う。                   |
| 7. 在留カード              | ○      | ¥0 | —  | 《必要書類》<br>・在留カード<br>・住居地届出書    |
| 8. 特別永住者証明書           | ○      | ¥0 | —  | 《必要書類》<br>・特別永住者証明書<br>・住居地届出書 |

### イ 障害をお持ちの方に関すること

| 項目   | 手続きの有無 | 費用                  | 期限    | 必要書類  |
|--|--------|---------------------|-------|---|
| 1. 心身障害者福祉手当                                     | —      | —                   | —     | 区が自動的に修正を行う。  |
| 2. 心身障害者医療費助成                                    | —      | —                   | —     | 区が自動的に修正を行い、新しい医療券を郵送。  |
| 3. 東京都重度心身障害者手当                                  | —      | —                   | —     | 区が自動的に修正を行う。  |
| 4. 特別障害者手当                                       | —      | —                   | —     | 区が自動的に修正を行う。  |
| 5. 難病患者福祉手当                                      | —      | —                   | —     | 区が自動的に修正を行う。  |
| 6. 障害児福祉手当                                       | —      | —                   | —     | 区が自動的に修正を行う。  |
| 7. 障害者(児)等緊急介護人助成事業                              | —      | —                   | —     | 住所変更手続きは不要。   |
| 8. 経過的福祉手当                                       | —      | —                   | —     | 区が自動的に修正を行う。  |
| 9. 医療費助成に伴う<br>受給者証                              | —      | —                   | —     | 区が自動的に修正を行う。  |
| 10. 自立支援サービス受給者証<br>(居宅支援、デイサービス、<br>生活保護、短期入所等) | —      | —                   | —     | 次回更新時に区が自動的に修正を行う。  |
| 11. 自立支援医療券                                      | —      | —                   | —     | 区が自動的に修正を行い、新しい医療券を郵送。  |
| 12. 自立支援医療受給者証<br>(精神障害者)                        | ○      | ¥0                  | すみやかに | 《必要書類》<br>・変更届出書  |
| 13. 大気汚染医療費助成制度                                  | ○      | ¥0<br>(住民票代<br>は別途) | すみやかに | 《必要書類》<br>・認定申請書<br>・主治医診療報告書<br>・住民票<br>・健康保険証等の写し<br>・今まで持っていた医療券 |
| 14. 療育手帳<br>(愛の手帳)                               | —      | —                   | —     | 旧住所の記載された手帳を引き続き使用可能。ただし、手帳の書き換えが必要なら手続きが必要。                        |
| 15. 身体障害者手帳                                      | —      | —                   | —     | 旧住所の記載された手帳を引き続き使用可能。ただし、手帳の書き換えが必要なら手続きが必要。                        |
| 16. 精神障害者保健福祉手帳                                  | ○      | ¥0                  | すみやかに | 《必要書類》<br>・変更届出書  |

## ウ 年金に関すること

| 項目                       | 手続の有無 | 費用 | 期限    | 必要書類                        |
|--------------------------|-------|----|-------|-----------------------------|
| 1. 国民年金<br>(一号、二号、三号保険者) | —     | —  | —     | 区からの通知に基づき、年金事務所が自動的に修正を行う。 |
| 2. 共済年金                  | ○     | ¥0 | すみやかに | 《必要書類》<br>・住所変更届等           |
| 3. 厚生年金                  | —     | —  | —     | 区からの通知に基づき、年金事務所が自動的に修正を行う。 |

## エ 公的保険に関すること

| 項目                                   | 手続の有無 | 費用 | 期限           | 必要書類   |
|--------------------------------------|-------|----|--------------|--|
| 1. 国民健康保険被保険者証<br>(74歳以下の方に発行)       | —     | —  | —            | 区が自動的に修正を行い、新しい保険証を郵送。                       |
| 2. 国民健康保険高齢受給者証<br>(70歳以上74歳以下の方に発行) | —     | —  | —            | 区が自動的に修正を行い、新しい保険証を郵送(時期未定)。                 |
| 3. 後期高齢者健康保険受給者証<br>(75歳以上の方に発行)     | —     | —  | —            | 区が自動的に修正を行い、新しい保険証を郵送。                       |
| 4. 健康保険証<br>(協会けんぽ任意継続加入の方)          | ○     | ¥0 | 変更事由発生から5日以内 | 《必要書類》<br>・任意継続被保険者住所変更(訂正)届<br>※保険証は各自手書で修正 |
| 5. 雇用保険被保険者                          | —     | —  | —            | 現在就労している方については住所の登録がないため手続き不要。               |
| 6. 介護保険被保険者証                         | —     | —  | —            | 区が自動的に修正を行い、新しい保険証を郵送。                       |
| 7. 共済組合組合員証                          | ○     | ¥0 | すみやかに        | 《必要書類》<br>・住所変更届等                            |

## オ 子どもに関すること

| 項目               | 手続の有無 | 費用 | 期限    | 必要書類                            |
|------------------|-------|----|-------|---------------------------------|
| 1. 児童手当          | —     | —  | —     | 区が自動的に修正を行う。                    |
| 2. 児童育成手当        | —     | —  | —     | 区が自動的に修正を行う。                    |
| 3. 児童扶養手当        | —     | —  | —     | 区が自動的に修正を行う。                    |
| 4. 次世代育成手当       | —     | —  | —     | 区が自動的に修正を行う。                    |
| 5. 特別児童扶養手当      | —     | —  | —     | 区が自動的に修正を行う。                    |
| 6. こども医療証        | —     | —  | —     | 区が自動的に修正を行い、更新時期に合わせて新しい医療証を郵送。 |
| 7. 高校生等医療証       | —     | —  | —     | 区が自動的に修正を行い、更新時期に合わせて新しい医療証を郵送。 |
| 8. ひとり親医療証       | —     | —  | —     | 区が自動的に修正を行い、更新時期に合わせて新しい医療証を郵送。 |
| 9. 小児慢性疾患医療費助成   | ○     | ¥0 | すみやかに | 《必要書類》<br>・変更届<br>・新住所を確認できる書類  |
| 10. 発達障害等の療育経費助成 | —     | —  | —     | 区が自動的に修正を行う。                    |

カ 自動車等に関すること

| 項目                                  | 手続の有無 | 費用              | 期限           | 手続内容  |
|-------------------------------------|-------|-----------------|--------------|---|
| 1. 自動車運転免許証                         | ○     | ¥0<br>(住民票代は別途) | すみやかに        | 《必要書類》<br>・新住所を確認できる書類等<br>・運転免許証記載事項変更届<br>・印鑑 |
| 2. 自動車検査証                           | —     | —               | 次回手続き時に同時に変更 | 行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。          |
| 3. 軽自動車検査証                          | —     | —               | 次回手続き時に同時に変更 | 行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。          |
| 4. 自動車保管場所証明書                       | —     | —               | 次回手続き時に同時に変更 | 今回の町名変更による車検証の更新は必要ないため、車検証の更新に伴い必要となる左記手続きは不要。 |
| 5. 原動機付自転車の標識・交付証明書<br>(0cc～50cc未満) | —     | —               | —            | 区が自動的に修正を行う。                                    |
| 6. 小型二輪の標識・交付証明<br>(50cc以上～125CC未満) | —     | —               | —            | 区が自動的に修正を行う。                                    |

キ 事業所に関すること

| 項目                           | 手続の有無 | 費用             | 期限            | 手続内容  |
|------------------------------|-------|----------------|---------------|---|
| 1. 雇用保険受給資格者                 | ○     | ¥0             | すみやかに         | 《必要書類》<br>・新住所を確認できる書類  |
| 2. 雇用保険適用事業所<br>求人事業所        | ○     | ¥0<br>(謄本代は別途) | 変更事由発生から10日以内 | 《必要書類》<br>・雇用保険事業主事業所各種変更届<br>・登記事項証明書<br>・適用事業所台帳  |
| 3. 労働者災害補償保険                 | ○     | ¥0<br>(謄本代は別途) | 変更事由発生から10日以内 | 《必要書類》<br>・労働保険名称所在地変更届<br>・許可証の書き換え申請<br>・履歴事項全部証明書  |
| 4. 商工融資                      | ○     | ¥0<br>(謄本代は別途) | —             | 《必要書類》<br>金融機関による   |
| 5. 宅地建物取引業者免許<br>宅地建物取引主任者登録 | —     | —              | —             | 区からの通知に基づき、都が自動的に修正を行う。   |
| 6. 食品関係営業許可                  | ○     | ¥0             | 変更事由発生から10日以内 | 《必要書類》<br>・食品衛生管理者専任(変更)届<br>・営業許可申請事項変更届<br>・行商人住所・氏名変更届<br>・食品仕入先住所・氏名変更届<br>・卵選別包装業者届出事項変更届<br>・給食供給者届出事項変更届 |
| 7. 食鳥処理関係の許可                 | ○     | ¥0             | 変更事由発生から10日以内 | 《必要書類》<br>・食鳥処理事業許可事項変更届  |
| 8. ふぐの取扱い関係                  | ○     | ¥0             | すみやかに         | 《必要書類》<br>・ふぐ取扱い所認證書書換申請書<br>・ふぐ加工製品取扱い届出事項変更届  |
| 9. 美容師関係許認可                  | ○     | ¥0<br>(謄本代は別途) | すみやかに         | 《必要書類》<br>・美容所変更届   |
| 10. 理容師関係許認可                 | ○     | ¥0<br>(謄本代は別途) | すみやかに         | 《必要書類》<br>・理容所変更届   |

| 項目                      | 手続の有無 | 費用             | 期限            | 手続内容                                   |
|-------------------------|-------|----------------|---------------|--|
| 11. クリーニング関係許認可         | ○     | ¥0<br>(謄本代は別途) | すみやかに         | 《必要書類》<br>・クリーニング所変更届                  |
| 12. 興行場関係許認可            | ○     | ¥0<br>(謄本代は別途) | すみやかに         | 《必要書類》<br>・興行場変更届                      |
| 13. 公衆浴場関係許認可           | ○     | ¥0<br>(謄本代は別途) | 変更事由発生から10日以内 | 《必要書類》<br>・公衆浴場変更届                     |
| 14. プール関係許認可            | ○     | ¥0<br>(謄本代は別途) | 遅滞なく          | 《必要書類》<br>・プール変更届                      |
| 15. 旅館業関係許認可            | ○     | ¥0<br>(謄本代は別途) | 変更事由発生から10日以内 | 《必要書類》<br>・旅館業変更届                      |
| 16. 建築物衛生法関係許認可         | ○     | ¥0<br>(謄本代は別途) | 変更事由発生から一か月以内 | 《必要書類》<br>・特定建築物変更届                    |
| 17. 水道法関係許認可            | ○     | ¥0<br>(謄本代は別途) | すみやかに         | 《必要書類》<br>・簡易専用水道変更届<br>・専用水道記載事項変更届   |
| 18. 診療所許認可<br>(歯科診療所含む) | —     | —              | —             | 区が自動的に修正を行う。                           |
| 19. 施術所・歯科技工所等の届出       | —     | —              | —             | 区が自動的に修正を行う。                           |
| 20. 薬局・店舗販売業の許認可        | —     | —              | —             | 区が自動的に修正を行う。<br>※許可証の書き換えは任意           |
| 21. 毒物劇物販売業の登録          | —     | —              | —             | 区が自動的に修正を行う。<br>※登録証の書き換えは任意           |
| 22. 病院の許認可              | ○     | ¥0             | すみやかに         | 《必要書類》<br>・病院開設許可(届け出)事項中一部変更届         |
| 23. 風俗営業届出・許可           | —     | —              | 次回手続き時に同時に変更  | 行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。 |
| 24. 古物営業届出・許可           | —     | —              | 次回手続き時に同時に変更  | 行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。 |
| 25. 質屋営業内容変更・許可         | —     | —              | 次回手続き時に同時に変更  | 行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。 |
| 26. 核燃料物質等危険物<br>運搬警備業務 | —     | —              | 次回手続き時に同時に変更  | 行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。 |
| 27. 警備業営業               | —     | —              | 次回手続き時に同時に変更  | 行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。 |
| 28. 危険物取扱               | —     | —              | —             | 区からの通知に基づき、東京消防庁が自動的に修正を行う。            |
| 29. 株式上場事業所             | ○     | ¥0             | すみやかに         | 各証券取引所のシステム上で住所変更手続きが必要                |

## ク 不動産登記に関すること

| 項目                            | 手続の有無 | 費用               | 期限 | 手続内容                                   |
|-------------------------------|-------|------------------|----|--|
| 1. 不動産の所在地変更                  | —     | —                | —  | 区からの通知に基づき、法務局が職権で修正を行う。               |
| 2. 不動産の権利に関する登記 <sup>※1</sup> | △     | ¥0 <sup>※2</sup> | —  | ≪必要書類≫<br>・変更登記申請書<br>・住所変更証明書類<br>・印鑑 |

## ケ 法人登記に関すること

| 項目                    | 手続の有無 | 費用               | 期限 | 手続内容                                       |
|-----------------------|-------|------------------|----|--|
| 1. 各種法人の定款変更          | —     | —                | —  | 法務局における手続きはないが、所管庁への報告や株主総会の開催等が必要になる場合有。  |
| 2. 商業登記 <sup>※1</sup> | △     | ¥0 <sup>※2</sup> | —  | ≪必要書類≫<br>・会社変更登記申請書<br>・住所変更証明書類<br>・印鑑 等 |

※<sup>1</sup>町名変更に伴う住所変更があった場合、変更登記があったとみなされる<sup>4</sup>ため基本的に手続きは不要。しかし、記載内容については自動的に変更されるわけではないので、記載の変更を確実にを行うためには手続きが必要。

※<sup>2</sup>神田冠称実施に伴う登記の場合、区の発行する町名変更実施証明書の提示で、登録免許税が免除になる。<sup>5, 6</sup>

### <sup>4</sup> 参考：不動産登記規則第92条

- 1 行政区画又はその名称の変更があった場合には、登記記録に記録した行政区画又はその名称について変更の登記があったものとみなす。字又はその名称に変更があったときも、同様とする。
- 2 登記官は、前項の場合には、速やかに、表題部に記録した行政区画若しくは字又はこれらの名称を変更しなければならない。

### <sup>5</sup> 参考：登録免許税法第5条<抜粋>

次に掲げる登記等（第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

五 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更（その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。）に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

### <sup>6</sup> 参考：登録免許税法施行規則第1条<抜粋>

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号。以下「法」という。）第五条に規定する書類は、次の各号に掲げる登記又は登録の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

二 法第五条第五号に掲げる登記又は登録 その登記又は登録が同号に規定する行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴って受けるものであることを証する当該変更に係る市町村長又は同号に規定する事業の施行者（国及び法別表第二に掲げる者以外の者にあつては、その者が、当該事業の施行について都道府県知事又は市町村長の認可を受けた者であることを当該都道府県知事又は市町村長の証明により明らかにされたものに限る。）の書類

## コ 学校法人に関すること

(ア) 私立小学校、中学校、高等学校

| 項目           | 手続の有無 | 費用             | 期限   | 手続内容  |
|--------------|-------|----------------|------|---|
| 1. 私立学校の学則   | ○     | ¥0             | 遅滞なく | <<必要書類>><br>・学則変更届<br>・新旧比較対照表<br>・新旧学則<br>・理事会決議録（原本証明可）                               |
| 2. 学校法人の寄附行為 | ○     | ¥0<br>（謄本代は別途） | 遅滞なく | <<必要書類>><br>・学校法人等寄附行為変更届出書<br>・新旧比較対照表<br>・理事会決議録<br>・評議員会決議録<br>・寄附行為全文<br>・変更後の登記簿謄本 |

(イ) 大学、高等専門学校、大学を設置する各学校設置会社等

| 項目           | 手続の有無 | 費用             | 期限                            | 手続内容   |
|--------------|-------|----------------|-------------------------------|--|
| 1. 私立学校の学則   | ○     | ¥0             | 変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで | <<必要書類>><br>・変更届（様式2）<br>・変更の事由及び時期等を記載した書類（様式3）<br>・校地校舎等の図面  |
| 2. 学校法人の寄附行為 | ○     | ¥0<br>（謄本代は別途） | 遅滞なく                          | <<必要書類>><br>・学校法人等寄附行為変更届出書<br>・寄附行為変更の条項及びその事由を記載した書類並びに新旧対照表<br>・寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類<br>・変更後の寄附行為<br>・事務担当者連絡票<br>・登記事項変更登記完了届<br>・登記事項証明書 |

## サ NPO法人に関すること

| 項目  | 手続の有無 | 費用 | 期限    | 手続内容   |
|---|-------|----|-------|--|
| 1. 特定非営利活動法人の定款<br>（主たる事務所、従たる事務所、代表者の住所） | ○     | ¥0 | すみやかに | <<必要書類>><br>・住所変更届<br>（定型様式無し、代表者印要）<br>・区の発行する町名変更証明書 |

## シ 宗教法人に関すること

| 項目                                       | 手続の有無 | 費用             | 期限        | 手続内容                              |
|--|-------|----------------|-----------|-----------------------------------|
| 1. 宗教法人の登記事項変更<br>（主たる事務所、従たる事務所、代表者の住所） | ○     | ¥0<br>（謄本代は別途） | 登記完了後遅滞なく | <<必要書類>><br>・登記事項変更届<br>・履歴事項全部証明 |

ス 政治団体に関すること

| 項目   | 手続の有無 | 費用 | 期限            | 手続内容                      |
|--|-------|----|---------------|---------------------------|
| 1. 政治団体の異動届<br>(主たる事務所、代表者・会計責任者・会計責任者の事務代行者の住所) | ○     | ¥0 | 異動事由が発生から7日以内 | 《必要書類》<br>・届出事項の異動届       |
| 2. 資金管理団体の異動届<br>(主たる事務所、代表者の住所)                 | ○     | ¥0 | 異動事由が発生から7日以内 | 《必要書類》<br>・資金管理団体届出事項の異動届 |

セ その他（主な手続き）

| 項目                           | 手続の有無 | 費用             | 期限           | 手続内容   |
|------------------------------|-------|----------------|--------------|--|
| 1. パスポート                     | —     | —              | —            | 手続きは不要だが、パスポートの裏表紙の「所持人記入欄」に住所を記入している方は、該当箇所を2本線で抹消し、余白に新しい住所をご自身で書き込むことが必要。 |
| 2. 郵便物の配達                    | —     | —              | —            | 区から情報提供を行う。  |
| 3. 東京電力との契約                  | —     | —              | —            | 区からの通知に基づき、東京電力が自動的に修正を行う。   |
| 4. 東京ガスとの契約                  | —     | —              | —            | 区からの通知に基づき、東京ガスが自動的に修正を行う。   |
| 5. プロパンガス                    | ○     | ※ <sup>3</sup> | すみやかに        | 《必要書類》<br>プロパンガス会社による  |
| 6. 水道                        | —     | —              | —            | 区からの通知に基づき、都が自動的に修正を行う。  |
| 7. NTT電話加入契約<br>電話帳記載住所      | —     | —              | —            | 区からの通知に基づき、NTT東日本が自動的に修正を行う。   |
| 8. 固定電話契約(NTT以外)<br>各種携帯電話契約 | ○     | ※ <sup>3</sup> | すみやかに        | 《必要書類》<br>電話会社による  |
| 9. インターネットプロバイダ等             | ○     | ※ <sup>3</sup> | すみやかに        | 《必要書類》<br>インターネットプロバイダ会社による  |
| 10. 銀行口座等                    | ○     | ※ <sup>3</sup> | すみやかに        | 《必要書類》<br>金融機関による  |
| 11. 保険各種<br>(生命・火災等)         | ○     | ※ <sup>3</sup> | すみやかに        | 《必要書類》<br>保険会社による  |
| 12. クレジットカード                 | ○     | ※ <sup>3</sup> | すみやかに        | 《必要書類》<br>カード会社による   |
| 13. 飼い犬の鑑札                   | —     | —              | —            | 区が自動的に修正を行う。   |
| 14. 銃刀の所持                    | —     | —              | 次回手続き時に同時に変更 | 行政側の事由により住所の表示が形式的に変更される場合、手続き義務は生じない。                                       |

※<sup>3</sup>各関係機関に個別の問い合わせが必要

## 8 関連法令

### ア 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日制定）抜粋

（委員会・委員の設置）

**第一百三十八条の四** 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（市町村内の町又は字の区域）

**第二百六十条** 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

### イ 住居表示に関する法律（昭和 37 年 5 月 10 日制定）

（目的）

**第一条** この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（住居表示の原則）

**第二条** 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十の区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

（住居表示の実施手続）

**第三条** 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行なうに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

(条例への委任)

**第四条** 前条第三項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(町又は字の区域の合理化等)

**第五条** 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

**第五条の二** 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。

8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

(住居表示義務)

**第六条** 何人も、住居の表示については、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体の機関は、住民基本台帳、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令

に特別の定めがある場合を除くほか、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

(手数料その他の徴収金に関する特例)

**第七条** 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施並びに第四条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

(表示板の設置等)

**第八条** 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

2 前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

(住居表示台帳)

**第九条** 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2 市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(旧町名等の継承)

**第九条の二** 市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(国又は都道府県の指導等)

**第十条** 国又は都道府県は、この法律の円滑な実施のため、市町村に対し、この法律の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条第一項及び第二項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

3 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条、第五条、第五条の二及び第八条から前条までの規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。

4 総務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

(国及び都道府県の機関等の協力)

**第十一条** 国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行なわれるよう市町村に協力しなければならない。

(委任規定)

**第十二条** この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

(政令への委任)

**第十三条** この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

ウ 千代田区住居表示審議会条例（昭和 37 年 12 月 4 日制定）

（設置）

**第一条** 千代田区内における住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）に基づく制度の実施について、必要な事項を審議するため、区長の附属機関として、千代田区住居表示審議会（以下「審議会」という。）をおく。

（組織）

**第二条** 審議会は、次に掲げるもののうちから、区長が委嘱する委員 20 名以内をもつて組織する。

- （1） 区議会議員 3 名以内
- （2） 区行政委員 2 名以内
- （3） 公共的団体等の役員 11 名以内
- （4） 関係行政機関の職員 4 名以内

2 前項の委員のほか、区長は、必要があると認めるときは、臨時に委員を委嘱する。

（委員の任期）

**第三条** 委員の任期は、1 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

**第四条** 審議会に会長及び副会長各 1 名をおき、委員が互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（会議）

**第五条** 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

**第六条** この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

## エ 千代田区住居表示審議会条例施行規則（昭和 38 年 1 月 21 日制定）

（目的）

**第 1 条** この規則は、千代田区住居表示審議会条例（昭和 37 年 12 月千代田区条例第 20 号。以下「条例」という。）に基づき、千代田区住居表示審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

**第 2 条** 条例第 2 条第 1 項の委員の委嘱を次のとおり定める。

- （1） 区議会議員の委員は、区議会議長の推薦による議員 3 名とする。
- （2） 区行政委員の委員は、教育委員長及び選挙管理委員長とする。
- （3） 公共的団体等の役員の委員は、区内所在の連合町会長、商店街連合会長及び婦人団体協議会代表並びに区内所在の郵政事業株式会社支店長の代表とする。
- （4） 関係行政機関の職員の委員は、副区長並びに区内所在の警察署長及び消防署長の代表とする。

（審議会）

**第 3 条** 審議会は、必要に応じ随時開催する。

（事務機構）

**第 4 条** 審議会に幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、区の職員の中から区長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐し、書記は、審議会の庶務に従事する。

